

令和 7 年 1 2 月 森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水） 午前 9 時 3 0 分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和 7 年 1 2 月 1 0 日（水） 午前 9 時 3 0 分

4 応 招 議 員

1 番議員	桼 原 雄 太	2 番議員	小 澤 由 彦
3 番議員	高 木 幸 広	4 番議員	佐 藤 嘉 彦
5 番議員	鈴 木 哲 司	6 番議員	清 水 健 一
7 番議員	佐 藤 明 孝	8 番議員	川 岸 和 花 子
9 番議員	岡 戸 章 夫	10 番議員	加 藤 久 幸
11 番議員	中 根 信 一 郎	12 番議員	西 田 彰

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第 121 条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
危機管理課長	鈴 木 知 寿	政策企画課長	鈴 木 勇 登
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

- 議案第60号 森町組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第67号 森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 森町下水道条例の一部を改正する条例について

- 議案第 7 1 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 2 号 森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について
- 議案第 7 3 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 財産の減額貸付について
- 議案第 7 7 号 緊急防災工事計画について
- 議案第 7 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町体験の里）
- 議案第 8 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町立図書館）

< 議事の経過 >

議 長	（ 中根信一郎 君 ）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、議案第 60 号「森町組織条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 5 番、鈴木哲司君。
5 番議員	（ 鈴 木 哲 司 君 ）鈴木です。 この議案は産業課を農林政策課と産業政策課の二つに分ける機構改革と判断します。それによって、専門性を強化できると判断しておりますが、あともう一つ、ポストが増えることによって職員のやる気も出るというようなことで、私はこの条例は賛成です。 今まで産業課に係が三つでしたけども、この機構改革をすることによって、この事務分掌を見ますと、農林政策課では二つの係、産業政策課では四つの係が増えることになるというように捉えてもよろしいでしょうか。
議 長	（ 中根信一郎 君 ）総務課長。

総務課長

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

農林政策課と産業政策課に二つに分割されるということで、それぞれの課の係の数につきましては、業務量等々を精査し、処務規則の中で数を決定していきたいと考えておりますので、今議員言われた係の数になるのかどうかというのは、今後精査をして決定していきたいということでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐藤明孝 君 ） 今回のこの機構改革につきましては、専門性を強化して行政サービスの質の向上を図るとというのが目的と、このようになされております。この専門性につきましては新しい職員を新規雇用されるのか、もしくは現在いらっしゃる職員をその実務等に応じて配置替えとなさるのか、そこら辺の解釈をお願いいたします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えをさせていただきます。

新たに職員を雇うのかということでございますけども、それにつきましては、新たに専門性を有した職員を雇うという考えは現在のところございません。

現在の産業課につきましては業務が拡大しております。具体的に言いますと農林政策課になる部門に関しましては、茶業、お茶につきましては非常に厳しい状況にありますので、てん茶であるとか、有機であるとかというところの転換期に来ておりますし、先日全員協議会でも団体事業のため池の計画を報告させていただいておりますけども、そういったため池の整備という事業も今後出てきております。それから産業政策課におきましては、企業誘致、特に中川下の企業誘致も進んできておりますし、遠州の小京都のリノベーション事業も街中で実施をしていく、それからアク

ティ森におきましては、ヤマハ発動機との事業もございまして、その事業拡大がございまして、一つの課で実施していくのは非常に難しいというようなことがありますので、課を二つに分けて進んでいくということで、組織条例を見直しさせていただきます。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。
(佐 藤 明 孝 君) ただいまの御答弁でおおよそ分かりましたけれども、専門性の強化という説明があったと思います。これにつきましては、どのような形をもって、今お話されたような各分野における専門的な業務をこなしていくのか、その具体的な方法等ありましたならば分かる範囲で結構でございます、ちょっとお話を願いたいと思います。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。
(平 田 章 浩 君) 総務課長です。
佐藤明孝議員の再質問にお答えをさせていただきます。
現在の産業課の業務の範囲につきましては、産業全般でございますので、農林業、それから商工業、観光も含んで一つの課で実施しております。その中の業務が拡大をしているということで分割をしていくということでございます。農林政策課に関しましては農林業のこと、それから産業政策課につきましては商工業、それから企業誘致、観光ということで分野を分けていきますので、それぞれの課には専門的といいますか、それぞれの課の守備範囲というか、業務範囲を狭めて、今以上に専門性を特化していくということでございます。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。
(佐 藤 明 孝 君) おおよそ分かりました。
ただ今のお話のとおり、農林業にいたしましても、すごい過渡期に差し掛かっているものと、このように感じております。同じく企業誘致、観光に関する件につきましても、専門的な知識を要する人に業務に就いていただいて、更なる進行を図っていただき

たいと考えておりますので、そういった点につきましては、やはり専門的な人の雇用というのが大事になると思いますけれども、今いらっしゃる職員もかなり有能な人がたくさん雇われていると思います。こういったところを最大限、しっかりと能力を発揮していただく、こういったために少し業務等に専門化した人を何とか育てていただければと、このようにも感じておりますが、そういったところにつきましては、今この森町が抱えるこういった諸問題についてどう捉えて、産業課をさらに進化させていくか、その点について最後にお聞きしたいと思います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 佐藤明孝議員の再質問に対しまして、私から答弁をさせていただきます。

専門性を高めるために、今回機構改革の組織条例の議案を提出させていただいております。先ほど総務課長から答弁いたしましたように、担当する業務を細分化することで一人一人の職員がより集中して専門的にその業務に就くことができると考えております。その中で職員が自ら経験したり、学んだりすることでさらに専門性が高まっていくことを期待しております。それは今回の産業政策課、農林政策課のみならず、どこの部署においても専門性が求められるところは当然ありますので、そこに配属された職員については、自分が担当する業務について知識を深め、経験を積むことで専門性を高め、より高度な行政サービス、住民サービスが行えるようにということで指導をしているところです。また、専門知識、専門的な経験を有した職員の採用ということでございますが、来年度については、現在のところ考えておりません。ただ、今後そのような必要性が当然出てくるでしょうから、そういったときには、任期付職員であるとかそういう形で対応も可能であると考えております。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 桼 原 雄 太 君 ） 今回の機構改革、組織の改正で産業課を農林政策課と産業政策課に分割するといったことで、今まで農政のこと、産業のこと、一体として取り組めるといったメリットも産業課が一つとしてやっていた時にはあったと思います。そういった意味で、二つに分かれることによって、今までできていたこの情報の連携とか、そういった相互の助け合いといいますか、近くにいるからすぐに情報を共有できるとか、例えば職員が研修に行った時に、その研修資料を同じ課であるからすぐ閲覧とかこういうことを聞いてきたけど、あなたの業務に役に立つのではないかというようなそういった情報の共有が今まであったと思います。そういった今までできていたこの情報の共有とか、連携とか、そういったところに対するフォローとかはどのようにお考えになっているか教えてください。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

桼原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

桼原議員おっしゃるとおり、現在、業務範囲が広くて同じ課でやっていたものですから、いろいろな業務の連携であるとか情報共有というのは密にできていたと理解をしております。

ただ、現在におきまして、デジタルも進んでおりますので、ペーパーでなく、デジタル化したものを共有するということで、災害でも使っておりますけども、職員の中に L o G o チャットという仕組みもありますので、そちらで情報提供というものはすぐできますし、職員間といいますか、外部ともつながれますけども、メールということもできますので、紙でなくてそれをデータ、デジタルに変えて情報共有することは以前に比べて非常に有効な手段となっておりますので、そちらについてはそういう形で情報共有、連絡できると考えております。

あと、今年度から政策会議というものも立ち上げておりますし、課長会議もございますので、そういった協議体の中でいろいろな

情報共有、検討を進めるということで、一つの課ではなくなりま
すけども、そういった形で情報共有、連絡協力体制というものは
維持できると考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 今答弁いただいたように政策会議とか、
そういった横のつながり、横ぐしを通すような取組、ラテラルな
取組だと思いますが、そういったところを強化するといったところ
で承知をいたしました。

もう 1 点、この後の議案第 62 号のところとも少し関連するの
ですけども、機構改革に関することであると捉えまして、この議案
第 60 号で質問させていただきます。

農林政策課を本庁舎、産業政策課を町民生活センターに移転さ
せるといった機構改革だと思いますが、町民とのつながりであれ
ば、産業政策課が本庁舎にあった方がもしかすると利用しやすさ
とか、そういったところ、農政はある意味、縦割りといいますか、
農林水産省から中遠に来て農林政策課と、そういった組織として、
この縦割り、私はずっと農協の職員でいましたので、農政は縦割
りがすごく強いというところを少し感じていましたので、そうい
ったところで、この産業政策課を町民生活センター、農林政策課
を本庁舎に移転させるその区割りをした理由を教えてください。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

農林政策課につきましては現在の産業課の場所、産業政策課に
つきましては町民生活センター 1 階ということで分けさせてい
ただきました。なぜ町民生活センターに産業政策課かということ
につきましては、観光が入りますので、町民以外の人も多く訪れ
るというようなことができます。物理的に役場本庁舎につきまし
てはエレベーター、エスカレーター等なく 2 階に上がるというの
はなかなか大変ですから、そういった外から来たお客さんが町民

議 長
1 番議員

生活センター、玄関入ってすぐに観光の情報を得られるということの方にメリットがあるということで、産業政策課を町民生活センターの 1 階に配置をするということを決定させていただいております。以上です。

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

(榊 原 雄 太 君) 観光に対する利便性といったところで承知をいたしました。

最後の質問になりますが、こういった機構改革をする、それに対する町民への周知の方法等について教えてください。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

榊原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この機構改革の周知につきましては、広報もりまちであるとか、回覧であるとかということで、住民には周知をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 町では、この数年で保健福祉課や企画財政課、最初に新たに移住定住の課ができたということで、機構改革という名目でやっているわけですけども、このように分けるとするのはどこから、職員の中から分けてくださいとか、こうした方がいいという声が出てやっているのでしょうか。まずそれをお聞きします。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

ここ数年、機構改革ということは何回かやらせていただいております。機構改革につきましては、町長の政策的な判断で機構改革する場合もございますし、職員から意見を聞いて機構改革をするということもありますし、国から出てくる法律改正等の制度変

更に伴って、機構改革が必要になって機構改革をやるというような場合もございますので、大きく分けて三つのパターンがございます。以上です。

総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ） 静岡県の中で各町がどのような課になっているかというのを、私、ちょっと調べてみました。分かれているのは小山町が産業課と農業の関係、農林業になっているだけで、他の吉田町、清水町、長泉町、川根本町、西伊豆町は産業課として観光もやっているし、企業誘致もやっています。規模的にも吉田町は人口も多いわけですが、長泉町もそうです。そういった中で、森町と同じように現状のようなやり方でやっています。小山町はかなり企業誘致が進んでいまして、そういう中で、おそらく仕事も相当多いのではないかと思います。経済産業部として課が三つに分かれていて、農業、林業、商工観光と分かれています。そういった中で、これを見ると森町クラスでこれだけの課が増えてきているというのは、それに対する人口、職員の数も増やさなければならないということになりますので、かかる行政の経費というか、そういったがかなり負担がかかってくるのではないかなと思うわけですが、その辺。

それともう一つは、専門性を持った人材というのは、例えば農業の場合、今、すごい厳しい状況です。そういった中で職員がもっともっと現場へ出ていく、現場に出てそういった知識を得るということも必要だと考えています。例えば、田んぼに入って田植えをしてみるとか、そういう経験も、茶だったら、茶畑へ行って。茶を刈ってみるとか、そういったことを経験して、本当の今の森町の農業の実情というのが分かってくると思うのですけども、そのようなことを考えてもらいたい、また考えているかどうか、そういうこともちょっとお聞きします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

総務課長

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、西田議員から他の町の産業に関する課の配置等、課の数とかというようなことでお話があったかと思います。こちらにつきましては、行政区域の面積の大きさ等々もありますし、うちの場合は7割以上が林地であるということで、山があります。そういった状況もございますし、特に今、町が進もうとしている、力を入れようとしているところも違っていると、それぞれの特色があって自治体運営をしているということだと思います。うちの場合につきましては、佐藤明孝議員の質問の時に答えをさせていただきましたけども、現在の産業課の業務量が増えている。今後もさらに増える可能性がある。特に企業誘致であるとか、そういったところに力を入れていっているし、茶業については過渡期であり、どうしていくかというような非常に重要なこともありますので、そういったことで力を入れている、業務も増えているというようなことで、住民サービスの低下を招くことがないように、産業課については分割をしていくというようなことでございます。

それから西田議員から田植えであるとか、お茶摘みというような話がございました。今後やっていく方向があるかというようなことにつきましては、具体的に何をどうやっていくかということではなく、現状の森町の農業の状況を知るというようなことで、田植えであるとか、お茶摘みというようなことは重要なことかなと考えてはおりますけども、すぐに現場に行ってお茶摘みをやりますとか、田植えをやりますというようなことが現状できるかといったら、そういうことではないものですから、そういったことの必要性は十分理解はしておりますけども、それを町の職員が経験として実施をしていくというようなことについては、まだ現在実施をするということは考えてございません。以上です。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 私から西田議員の人件費、コストの面でどうかという御質問がございましたので、その点についてお答え

をさせていただきます。

確かに課を増やせば、管理職が増える、職員も増えるということで、ここ数年職員数が増えていて、それに伴う人件費、コストが増えているということは事実でございます。ただ、なぜ機構改革を行っているかということにつきましては、それぞれ機構改革を実施する度に、その理由について説明をさせていただいておりますけれども、いずれも人口減少への対策であったり、住民ニーズへの対応、また行政課題への対応、そういったものを迅速に、また効率良く対応するために機構改革を実施してきております。当然それに伴ってコストはかかっているわけですが、これをやらずにいたらどうだったかといえ、住民サービスの低下も当然免れないものであると思っております。ですので、この住民サービスのコストとしてこれを捉えておりますので、そこについては御理解をいただきたいと思います。

現状、業務量がどんどん増えているということで、職員一人一人の負担も増えています。職員が心身共に健康で働く職場というものも私としては維持をしていかなければなりませんので、そういったところも加味しながら、機構改革を考えているということで御理解をいただきたいと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）川岸です。

今回の条例の一部を改正する条例の中で、上下水道課の事務分掌に合併処理浄化槽に関することを入れるということですが、これは町民にとっても便利になると思うのですが、今までちょっと不便であったということだと思っております。どういう不便さがあったのかということと、多分、衛生的向上という意味で住民生活課にあったと思うのですが、今度上下水道課に来ることで、上下水道課の事務というものがちょっと増えるというか、今までの知識プラスが必要なわけで、そういうことに混乱

議 長
総務課長

がないかということを伺います。

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

下水につきましてはエリアが決まっております、そのエリアの中でこちらが工事し、準備をする。合併処理浄化槽につきましては、森町でも公共下水以外の区域が合併処理浄化槽を入れるというようなことになっておりますので、違う部署でやった場合には、どこからどこまでエリアであるかというようなことについて他課に確認をしながら進めるというようなことですので、議員おっしゃるとおり、一つの課でやった方がそういったメリットが大きいと、デメリットが少ないということで判断をさせていただいたということでございます。現在、住民生活課生活環境係で行っている業務について、その職員が知識を有しているというようなこともあると思いますけども、4月からスタートでございますので、その間に業務の引継ぎ等々しっかりやっていただいて、上下水道課に移っても、そこら辺、滞りなく業務ができるように準備するということで、住民には不便をかけないように実施できると考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第61号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小澤由彦君。

2番議員

(小澤由彦 君) 小澤でございます。

任期付職員を年度途中で採用することを可能とすることを目的としてということで、5人の増員という形で改正するといったも

のでございます。この5人増員となる根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

小澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点は議案第60号で出ております組織条例の改正をすることによって、産業課が農林政策課と産業政策課に分割されるということで、課が増えることによって、管理職、課長、課長補佐の増員がございます。それから小澤議員おっしゃってありました任期付職員採用に関する条例を9月の議会でお認めいただいておりますので、公務に有用な専門的な知識や経験等を有する任期付職員を年度途中で必要があったときに採用するといったことでございます。この任期付職員につきましては先ほど佐藤明孝議員から御質問があった企業誘致とか観光とかに専門職員を外から連れてくる必要があったと判断したときに、速やかに募集ができるように、定数を5人増員するといったことでございます。以上です。

議 長
2番議員

（ 中根信一郎 君 ） 2番、小澤由彦君。

（ 小澤由彦 君 ） 専門知識のある者を途中で採用する可能性があるということで5人ということでございます。その点は理解いたしました。

こちらの管理職等の増員ということで、先ほど説明があったように課長、課長補佐、係長等の増員ということでございます。この文章の中で管理職ではなくて管理職等となっております。この「等」というのが課長補佐であるとかか、各課係長とかという形の理解でよろしいでしょうか。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

小澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こちらの管理職等という表現につきましては、課長、課長補佐が管理職になりますので、そちらにはもちろん間違いなく2人設

置するという予定ではございますけども、先ほど鈴木議員の質問の時に係の数の質問がございましたけども、係の数も正確には今後決めていくところもございますので、そういった係長であるとか、係員の数が今決まっているわけではありませんので、そういった数も含めて管理職等というようなことで説明させていただいております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 3、議案第 62 号「森町町民生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) 榊原です。

町民生活センターの中で第 3 会議室の利用率が高く、和室の利用率が低いといったところになっていると思います。利用率の高い第 3 会議室と利用率の低い和室の利用率について教えていただきたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 財政課長。

財政課長

(鈴 木 俊 久 君) 財政課長です。

榊原議員の御質問にお答えします。

利用率の高い低いということでございますが、現在の第 3 会議室につきましては、庁内の会議で使っていて、ほぼ 100 パーセントに近い状況、要するに毎日誰かが使っているというような状況でございます。それに比べて和室でございますが、和室の利用率につきましては令和 6 年 1 年間でございますが、これは時間で区切っていて、午前、午後、夜間という形がございまして、それぞれの貸出しをしております。それが午前で 1 件、午後で 1 件、夜間で 1 件、1 日 3 件という形で考えますが、令和 6 年度中

の一般利用と言われている一般の町民が利用する件数については13件でございます。ほかは例えば選挙のときの期日前投票所の投票立会人さんの控室、もしくは昼食の会場とか、そういった場合に使ったりですとか、役場の中で研修をやるときの講師の控室等で利用はありますが、一般町民に対する貸出しについては13件という形になっております。令和5年も同様に調べまして、令和5年についても13件という形でありますので、利用率にすると、非常に低い状況だということで、今回和室をミーティングルームにしていきたいということでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第63号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、高木幸広君。

3番議員 (高木幸広 君) 高木でございます。

今回、放課後児童クラブの利用料が引き上げられるということですが、それなりに理由があって引き上げるということだと思うのですが、この周辺の近隣市の磐田市、袋井市、掛川市と比較した場合、この今回の改定後の料金は森町において妥当であったのかどうか教えてください。金額設定です。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 高木議員の御質問にお答えいたします。

近隣の市の放課後児童クラブの利用料についてですけれども、磐田市、袋井市、菊川市が一律の金額という形になっておりまして、通年の利用、年間通して利用される人については、磐田市 5,500 円、袋井市 6,000 円、菊川市 6,000 円となっておりまして、3市

の平均では 5,833 円となります。それから 8 月の長期の期間の御利用につきましては、磐田市 1 万 1,000 円、袋井市 1 万 3,800 円、菊川市 6,000 円ということで、平均しますと 1 万 266 円という形になります。以上です。

議 長
3 番議員

(中根信一郎 君) 3 番、高木幸広君。

(高 木 幸 広 君) 金額に関しては承知しました。

この利用料の引上げによって、放課後児童クラブのサービス内容が何か森町として向上されるのかどうかと、あとこの料金引上げによる保護者からの意見の聴取、吸い上げ等を行うのかどうかを教えてください。

議 長
健康こども
課 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

高木議員の再質問にお答えいたします。

サービスの内容の向上ということでございますけども、包括業務委託が令和 6 年から始まっておりまして、今年 2 年目を迎えております。包括業務委託をした後ですけども、夏休み期間中のお弁当の提供であるとか、長期休業中とか土曜日の休日の時間帯ですけども、休日の利用のときに 8 時半からの開始を朝 8 時から開始しているということ、それから閉所日につきましてはお盆休みが今まで 7 日間ございましたが、それを 5 日間に減らし、2 日開所するという形、それから年始につきましても、5 日間から 4 日間に変更して御利用ができるような形に整えております。それから入退室管理システムというものの導入を今進めているところでございまして、この運用につきましては、1 月ぐらいを目処に運用を開始するというのを聞いております。そういったサービスの内容について少しずつ向上を図っているところでございます。

それから保護者の意見聴取ということでございますけども、現在のところ、意見聴取をする機会はなかったわけですが、今後、条例をお認めになった際には、保護者への周知をさせてもらいたいということと、あと年度の終わりには来年度の御利用の保

護者の説明会等ございますので、そこでの説明を丁寧に行っていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）今回の児童クラブ利用の見直しですが、50 パーセントを利用者が負担することにつきましては、仮にこの料金がアップされても、半分は行政で出すという考えでいいでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長

佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

提案理由でもございましたとおり、児童クラブの運営に必要な経費については、保護者負担が 50 パーセントということで、国で示されております。残りの 50 パーセントにつきましては、国、県、町、それぞれが 3 分の 1 ずつという負担をするという形になっております。ですので、町の負担につきましてはかかる費用の 3 分の 1 ということになりますけれども、今回 50 パーセントの負担をすると国で示しておりますが、実際のところ、町の保護者負担につきましては、令和 6 年度の状況では 30.6 パーセントとなっております。令和 7 年度の見込みにつきましては、34.3 パーセントとなる見込みでございます。今回、この条例がお認めになった後、令和 8 年度につきましては、対象経費の 37 パーセントとなる見込みとなっております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）物価高騰等もあって多少アップするのはやむを得ないかなとは思いますが、利用される保護者等については後々、周知等を図っていくというお話でした。これにつきましては、まず利用される保護者は素直に「はい、分かりました。」と二つ返事で OK してくれるというのも考えづらいところがありますが、そういったところも踏まえたうえで、納得ができる

ような御説明をいただければと思います。

これに関しまして1点お聞きしたいのが、8月の料金に限ってアップ率がかなり出ております。この3,250円アップの背景はどういったものがあるのか、この点をお聞きしたいと思います。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 佐藤明孝議員の再質問についてお答えいたします。

8月につきましては、通常の学校がある月の開所している時間と比べまして、通常の月が最大月88時間程度となりますけれども、8月はそれが130時間となります。130時間開所しているという形になりますので、通常月の1.5倍開所の時間がかかっているということで、一月の通常の基本料金の5,500円とした場合のその1.5倍という形の考え方で8,250円とさせてもらっております。これにつきましても様々な議論をさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、他市の状況を見まして、他市の金額を上回らないような形で設定をしたいと考えておりまして、この金額とさせていただいております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12番、西田彰君。

12番議員 (西 田 彰 君) 給与の引上げや物価の高騰など、これはやむを得ないというところもあると思いますが、預ける側の保護者も物価高騰で、だいぶ厳しい状況です。そういった中で、第2子、第3子、多子世帯への配慮というのは行われるのか、条例を見ましたが、その関係はちょっとなかったみたいですが、どうでしょうか。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 西田議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、多子世帯についての減免規定というのはございません。今回の条例改正後につきましても、多子世帯についての

減免については今のところ考えておりませんが、減免制度が一つあるのは、ひとり親世帯への減免というのがございます。以上となります。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

12 番議員 （ 西 田 彰 君 ）ひとり親は本当に厳しい状況ですけども、やはり 3 人、4 人、4 人を放課後児童クラブへ入れるという人はいないかもしれませんが、3 人はあると思うのです。多くなればなるほど一生懸命働こうと、やはりかかる費用も多くなりますので、やはりそこは考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長 西田議員の再質問についてお答えいたします。

西田議員のおっしゃるとおり、やはり人数が多くなればかかる費用が多くなってしまって、家計の負担にはなるということは承知しております。これにつきましては、現在のところ、減免制度は考えておりませんが、今後その減免制度は他市の状況だったりとかいろいろな状況を加味しながら検討するべきところかなと思っておりますけども、現在のところ、私からの回答についてはなかなか難しいのではないかなというところでお答えさせていただきます。以上です。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

12 番議員 （ 西 田 彰 君 ）子供の出生率が非常に低いという、森町で 50 人や 60 人ぐらいでは、それこそ学校も 2 クラスでいいような状況になってしまうという将来が非常に不安な中で、やはりこれは早く実施してもらいたいと思うのですが、町長はどうでしょうか。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ）放課後児童クラブの利用料に絡めて出生数のお話でございますが、森町だけでなく日本全国、多くの自治体で出生率の低下が課題とされております。そのような中で行政

として何ができるのか、こういった政策が効果的なのかということについては、他の事業、他の町民へのサービス等々との公平性も考慮しながら、この減免についても考えなければいけないと思っております。今後、様々な施策を展開する中で、ここに放課後児童クラブの利用料の減免が出生率の向上に効果があるということが認められれば、そこに投資していくということも考えられますけれども、今すぐにそのところについて、現在、確証は持っておりませんので、今この場で実施をしていくということは申し上げられない状況であるということを御理解いただきたいと思います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ）質疑なしと認めます。

日程第5、議案第64号「森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、高木幸広君。

3番議員 （ 高木幸広 君 ）高木でございます。

虐待に関する通報義務が放課後児童クラブも対象となることで、少なからず職員の業務内容が増えることになるのですが、町としてこの職員への研修や体制の整備はどのように行うのか教えてください。

議 長 （ 中根信一郎 君 ）健康こども課長。

健康こども （ 朝比奈礼子 君 ）健康こども課長です。

課 長 高木議員の御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの職員による虐待に対しての通報義務が創設されたということでございますけれども、職員への研修、それから体制整備ということです。

放課後児童クラブにつきましては、包括業務委託をさせていただいておりますので、まずは包括業務委託先であるシダックスさんにこの情報については周知を既にしております。それについて職員への周知をお願いしているところでございます。シダックスさんとの定期的な連絡会を実施しておりますので、その中で職員への研修等について、御希望であれば職員から制度の内容であったりとか、職員がどのような対応をしたらいいのかというところについては、研修等を実施していきたいと考えております。以上です。

議長
3番議員

(中根信一郎 君) 3番、高木幸広君。

(高木幸広 君) 承知しました。

次です。虐待は絶対あってはならないことですが、実際に虐待の通報があった場合、町としてどのような支援や相談体制をとるのか教えてください。

議長
健康こども
課長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

高木議員の再質問にお答えいたします。

虐待通報があった場合にどのような支援を行う、相談を行うのかということにつきましての御質問です。

児童福祉法の改正の中で虐待通報等の創設ということでございますけれども、通報義務以外にその後に町がやらなければならないことが新たに決められております。虐待があった場合については、一番はやはりその子供の保護という形で町が実地をしなければならないということがございます。それから虐待が行われたということでございますので、その現場に入って、その現場の中での聞き取りだったり、状況確認ということを行いながら、職員へも配慮しながら必要に応じて相談等を行っていきたいと考えております。児童福祉法の中でさらにその町がやらなければならないことについては、あったことについて、対応がどうだったのかどうかということ、さらに町の会議に諮って意見を聴くという形にな

議 長

りますので、そこでの公的な意見を聴きながら、それをまた現場へフィードバックする形になっております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) ここで一旦休憩をとります。

(午前10時31分 ～ 午前10時40分 休憩)

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続いて会議を進めます。

質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員

(佐藤明孝 君) この通報制度についてお聞きいたします。

同制度は確か2025年4月の法改正で新たに付加される内容だと思いますけれども、これにつきましては匿名でも通報ができるということが言われておりますが、そういった場合の対応についてお聞きしたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長

佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

通報につきまして、匿名の場合の対応ということでございますが、匿名であってもその通報の内容について、どこの施設でどのような虐待があったのかということについての聞き取りをさせていただきます。あった場合はその現場に行き、事実確認をするという形となると見込んでおります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

7番議員

(佐藤明孝 君) 匿名の場合については、実際にそういったことがあったのか、なかったのかということ判断するのがなかなか難しい点があると思います。匿名であっても事実を訴えてくる場合がほとんどだと思いますので、ぜひそういったところもしっかりと聞いていただいて、対応願えればと思います。そして仮にそういった虐待があったといった場合については、また虐待のいろいろな種類がございます。いずれにしてもそういった場合については、予防も保護もしなくてはいけない。さらに実際、虐待にあった子供のケアから自立支援までも行わなければいけな

い。これは自治体の責務ということで捉えられておりますが、そういったケア的なものにつきましてももう既に体制が整われているのか、そこら辺をお聞きします。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 佐藤明孝議員の再質問についてお答えいたします。

虐待があった場合の件についての体制ということでございます。

健康こども課では、こども家庭センターを設置しておりまして、そのこども家庭センターの中で乳幼児から 18 歳の子供さんまでを対象に支援を実施しております。児童福祉の部門も入っておりますので、実際に虐待があった場合の対応について、もう既に保健師等がしております。何か虐待があった場合については、まずは子供さんを第一に考えて、その子供さんの保護をするということが一つあります。その後に虐待を行った人への指導だったりとか、どのような状況だったということの聞取り、虐待に至った経緯等についても状況を把握しまして、その人に対する支援というのも実際に行っております。ですので、この通報義務が新たに創設されたから今後対応を考えなければならないということではなくて、もう既に虐待に対しての体制を整えて、実際に実施しているところでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

7 番議員 (佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

森町はそんなに大きな自治体ではないので、あまり大げさに考えたりする必要もないかもしれませんが、施設においては複数の人が稼働されております。そのような中で同じ職員がそういったものを発見した場合について通報します。そういったところにおける公益通報者の保護という観点につきましても、またしっかりと職員の皆様にも知識なり、教養なりをする必要があるとは思いますが、そういったことに対する取組、以前は兵庫県知事

議 長
健康こども
課 長

の関係でかなり問題になりましたけれども、この公益通報者の保護等につきまして、その関連性を今回の通報制度の改正とあわせて、できたら簡単に説明をお願いしたいと思います。

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤明孝議員の再質問にお答えいたします。

通報をした人への保護、支援という形です。そういう形の取組ということで理解をいたしました。以前から通報者への配慮ということは言われております。例えば職員が通報したことによって職員の立場が悪くなってしまうたり、それから退職に追い込まれてしまったりとかということがないように配慮することについても、児童福祉法の中でも定められておりますので、それについては包括業務委託先であるシダックスさんとも連携をしながら、そういうことではないということもお伝えして、支援を一緒にしていきたいと考えております。以上です。

議 長

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第65号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小澤由彦君。

2番議員

(小澤由彦 君) 小澤でございます。

こちらの議案65号の二つ目のところでございます。母子保健法第12条、第13条の規定に健康診査の内容が保育所等も健康診断の全部又は一部を相当すると認められ、かつ保育所等の長がその結果を把握するときは当該の健康診断の全部又は一部行うことができることと改正されたということですが、確認ですが、例えば

入るときに、1歳健診とかそういった部分がこれに当たるのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども (朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長 小澤議員の御質問にお答えいたします。

母子保健法第12条又は第13条につきましては、この規定で定められている健康診査ですけれども、第12条の中で定めているところが満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児ということで、町で言う1歳6か月健診のことになります。もう一つございまして、満3歳を超え満4歳に達しない幼児ということで、これも町につきましては3歳児健診という形になりますので、1歳半の健診、3歳児健診がこの第12条に当たるという形になります。それから第13条ですけれども、今の1歳半、3歳の健診以外で市町村が必要に応じて健診を行うということが決められております。ですので、義務ではないのですが、必要に応じて健診が設置されている場合については、これを第13条で規定するということになりますけれども、例えば町で言いますと4か月児健診、それから10か月健診と今年度から追加されました1か月児健診の三つとなります。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 2番、小澤由彦君。

2番議員 (小澤由彦 君) 健診内容については理解いたしました。

それでこの中で保育所等の長がその結果を把握するときということで、これを省くことができるということですが、こちらは保育所の例えば園長でありますとかそういった事務に当たると思うのですが、こちらが判断するという形になろうかと思います。そのときに、各園によって判断の基準が違ったりする可能性が出てこようかと思います。そうしたときに、町としてこの基準というもの、マニュアルとか、ガイダンス的なものは作る予定があるのかどうか、そういったところをお聞きしたいと思います。

議 長 (中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども 課 長	(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。 小澤議員の再度の質問にお答えいたします。 この健診の結果を使うということについての判断の基準ということでございます。この健診の結果を園で健康診査として使用するかどうかは、そこの園の考え方によると思いますので、今のところ、特にその判断基準というのは設ける予定はございません。小規模保育所がこれに当たるわけですけれども、小規模保育所の中で入所時の健康診断、それから年2回の健康診断を実施しております。これについてはもう既に回数の規定があって実施しておりますので、園の中で1歳半の健診だったり、3歳ということはあまりないですけれども、その前の健診のところの結果を御利用するということについては、特段取り決めということはないので、必要に応じてその結果を保護者の同意を得て、健康診断に変えるという形になると思います。以上です。
議 長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。 日程第7、議案第66号「森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番、鈴木哲司君。
5番議員	(鈴木哲司 君) 来年1月1日からこども誰でも通園制度が始まりますけれども、現状、こういった事象が起こった場合、どう対応していたかということをお伺いします。
議 長	(中根信一郎 君) 健康こども課長。
健康こども 課 長	(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。 鈴木議員の御質問にお答えいたします。 今回の新規の制定となります森町乳児等通園支援事業については、国でこの創設がされたところでございまして、今回条例に当

てさせていただいたものでございます。この乳児等通園支援事業については新規の制度ということで、対象については生後6か月から3歳未満のお子さんを対象に実施するものでございます。対象プラスどこの保育園にも通ってないという家庭で保育をされているという人になります。今までこういう制度はございませんでしたが、例えばお子さんが家庭で保育されていて、保護者の用事があったり、上の子の参観があったりとか、そういったときに子供を見ることができないので、預けたいというときには、町の制度として一時預かり事業というのがございます。その制度を利用して、保育園等でお子さんを見てもらっていたということになります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 5番、鈴木哲司君。

5番議員

（ 鈴木哲司 君 ） それでは、今までの預かり保育とこども誰でも通園制度というのはイコールでいいということで、いいですか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

健康こども

（ 朝比奈礼子 君 ） 健康こども課長です。

課 長

鈴木議員の再度の質問にお答えいたします。

一時預かり事業とこの今回の乳児等通園支援事業につきましては、別の制度という形になります。イコールではないということになります。

一時預かり事業につきましては、先ほどお伝えいたしましたとおり、保護者が何か理由があって、お子さんを預けるということになりますので、そういった制度ということになりますが、乳児等通園支援事業につきましては、特にその理由を問わないという形になります。目的は保護者のためではなく、お子さんが早く集団に慣れて、成長を促すとか、そういったところが目的になりますので、子供のための制度という形で制度が運用されていくということでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

4 番議員

4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

いくつかお尋ねをいたします。

最初に、この制度において障害のあるお子さんだとか、医療的ケアを必要とする子供さん、そういった人の受入体制というところはどうなっているかというところをお聞きしたいと思います。

それから、新たに枠として受入れ増ということになると、施設側においては、当然保育士さん等の負担の増につながると考えられると思うのですが、その場合、例えば加配保育士であるとか、補助員の確保と、そういった動きがもしあった場合、そういった確保に対する町の支援、そういったものを考えているかというところをお聞きしたいと思います。

それから、この制度の時間当たりの利用料等を把握といいますか、額がもし分かっているであれば、教えていただきたいと思います。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

課 長

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

まず 1 点目です。障害のある人、それから医療的ケアの児童の受入体制ということでございますけれども、これにつきましては受入れできるのであればしていくという国の方針ではございますが、現在、今の保育所だったり、小規模保育所について、障害児、それから医療的ケア児についての受入体制ができておりません。ですので、現在は受入れがなかなか難しい状況ではございますけれども、今後その受入体制については必要に応じて体制整備を図っていかなくてはいけないかなと考えているところでございます。

それから 2 点目でございますけれども、保育士等の負担増だったりとか、施設側の部分での加配とか補助員、町の対策は何かありますかという御質問ですが、この乳児等通園支援事業についまし

ては類型が二つございます。一般型と余裕活用型と二つございまして、一般型であると新たに専用室を設けたりとか、保育室を増員して、専従の人を雇わなければいけないというような形になります。余裕活用型につきましては、今の歳児の入所定員に達していない部分についての受入れが可能となるということなので、そこについては保育士のプラスの雇用は考えなくてもいいということになります。ですので、町内にある保育所、小規模保育所の中で、職員の配置状況を見ながらできる類型を選んでいただくという形になりますので、一般型にしたときに、保育士さんが足りないので、その加配の部分をお願いしたいということについては、今のところ町としては考えておりませんが、できる類型での実施をしていただくという形になります。

それから3点目でございますけども、利用料金となります。令和6年からモデル事業が始まりまして、令和7年度についても全国的にその事業が一部の行政で実施されております。令和7年度の1時間あたりの保護者負担は300円となっております。令和8年度以降、町が令和8年4月1日から行う予定でございますけども、その利用の料金については、今後国から示されるということで、まだこれは確定ではございません。以上です。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

先の3点につきましては了解です。

最後1点ですけども、先ほど少し御質問にもありましたけれども、厳密には違うのですが、似通った制度が町民から見ると分かりにくい、利用者が迷わないような、例えば利用サービスをフローチャートで示すとか、そういった分かりやすいリーフレットを作成していただくというようなことも、町民サービスとしては必要ではないかなと考えておりますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

議 長

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

健康こども 課 長	(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。 佐藤嘉彦議員の再度の質問にお答えいたします。 佐藤議員がおっしゃられるように、似たような制度ということで、保護者がどちらを利用したらいいのかなということで大変迷うことになるかなと思います。ですので、一時預かり事業と乳児等通園支援事業について、分かりやすく説明したものについて、リーフレット等作成を今後検討しまして、対象となる人について周知をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。
議 長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。 8 番、川岸和花子君。
8 番議員	(川岸和花子 君) 大体の御説明で分かったわけですが、これも、町内の対象の保育園になると思うのですが、これは全て先ほどの余裕活用型というものを取り入れていけば、すぐ全ての園で対応できるのか、どの園が対象になるのかとかということを考えておられたら、お願いします。
議 長	(中根信一郎 君) 健康こども課長。
健康こども 課 長	(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。 川岸議員の御質問にお答えいたします。 町内全ての園が対象かということでございますけども、実際にこの事業の実施ができるというところについては保育所、それから認定こども園、小規模保育所等がございます。ですので、全ての園で実施が可能という形になります。ですが、職員の配置だったり、施設設備の基準であったりというのは、条件の中で実際にこの事業が実施できるかどうかについては、その園の判断という形になります。この制度が来年4月から始まるにあたって、現在まで町内の3保育所と2小規模保育所の5園の園長を対象に、今まで5回の説明会、それから意見交換会を実施しております。その中で町としましては、全ての保育所で御利用ができるような形をお願いしているところでございます。ただ、今後この条例をお

認めいただいて、その後に認可申請等を出していただく形になりますが、無理のない範囲でお願いしたいということで、周知をしているところでございます。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 中根信一郎 君 ）質疑なしと認めます。

日程第8、議案第67号「森町体験の里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小澤由彦君。

2番議員 （ 小澤由彦 君 ）小澤でございます。

こちらのマウンテンバイクパークに関するところでございます。こちらの利用料金の範囲を一人1時間3,000円以内ということでございます。一人1時間3,000円となった根拠というか、基準になったものがあれば教えていただきたいと思います。

議長 （ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長 （ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

小澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

マウンテンバイク利用料金の3,000円の関係でございますけれども、今回、この条例の中で謳わせていただいている3,000円につきましては、1時間3,000円以下に改めるということで、1時間当たり上限が3,000円というところでございます。今後、ヤマハ発動機様と利用料金についてお話をしていくわけですが、現状のお話の中では、1時間当たり1,000円というところで伺っております。また4月以降の開業になりますけれども、その中でヤマハ発動機さんとの話もあると思いますけれども、今回の条例上は上限ということで、3,000円ということで入れさせていただいてございます。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

8 番議員

8 番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) 私もその 3,000 円がどうなのかなと思って
いたのですけども、ヤマハ発動機さんとの話合いで、またその
金額が変わる可能性もあると思うのですが、その点はいかがでし
ょうか。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。
(栗田俊助 君) 川岸議員の御質問にお答えをさせていた
だきます。

利用料金の関係ですけども、今現在 1,000 円ということで、ヤ
マハ発動機さんと話をして、ヤマハ発動機さんが運営していくに
あたって 1,000 円はいただきたいというようなお話を伺っており
ますので、そういった御意見を伺いながら上限ということで 3,000
円というところで、今回条例に謳わせていただいているというこ
ろであります。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) これから指定管理の業者も決まってい
く中で、その中での話合いもあるのではないかなと想像するのです
が、もう一つ、農林産物加工販売所というものが今回削られてい
るというか、今までの体験という部分では、広く体験という意味
で、陶芸という文字が削られていたり、いろいろな体験を想定で
きるところは分かるのですけれども、農林産物加工販売所
が削られているということが観光振興、地域経済の活性、また地
元の地域の産物を販売するというのは、その目的に沿っているの
ではないかと思うのですが、その削った理由をお願いします。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。
(栗田俊助 君) 産業課長です。
川岸議員の再度の御質問にお答えをさせていただきたいと思
います。
今回、陶芸体験センターを体験センターと改めさせていただ
いてございます。今まで開園から何年かは和紙体験室とか、草木染

め体験室とか、鬼瓦体験室とか様々な体験があったわけですが、
今も草木染め体験とか、和紙とか行っておりますけれども、そう
いったところにつきましては、今現状、陶芸体験室の中で全てを
行っているものですから、そういった関係で今回、体験室という
ことで、改めさせていただいてございます。

それから、農産物加工販売所を削るといったことでございます
が、今回、パターゴルフ場をマウンテンバイクパークに改めて、
今整備をしていくということで今回条例改正をお願いしている中
で、この体験の里の設置及び管理に関する条例の中身をちょっと
見させていただいた中で農産物加工販売所ですが、こちらにつき
ましては、現在、森町体験の里の施設の中に存在するものではな
くて、こちらにつきましては森町体験を建設する当時に、こうい
った農産物加工販売所というものを、今後建築していくというよ
うな中で、多分、農産物加工販売所というのは、条例上載ってい
たわけですが、現在の施設の中には、こういった施設がないもの
ですから、今回のマウンテンバイク整備に当たりまして、条例を
改正する時に、ないものはないということで、削除をさせていただ
いてございます。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 分かりました。

ということは、この販売所ということはないけれども、その販
売をしていかないというわけではないということによろしいでし
ょうか。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の再度の御質問にお答えします。

よんな市等がございますので、そういったところで引き続き販
売としていく予定でございますので、今のアクティ森の内容が今
後変わるということはございませんので、よろしくお願ひしたい
と思います。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第68号「森町簡易水道給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤嘉彦君。

4番議員

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤です。

ちょっと細かいところをお聞きしたいと思います。

このただし書のところ、少し読みますが、途中から「町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者等が」、この「等」の中身についてですけれども、これ国の示されている通知、いわゆる条例準則では「等」という言葉は多分入っていないと思うのですけれども、町の条例で「等」を入れたその理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 上下水道課長。

上下水道

(小坂一郎 君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

課 長

条例改正の中において、ただし書の後「町長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者等」の「等」についてどういったことを考えているかという御質問かと思います。

こちらにつきまして他の市町村長が同項の指定をした者については、他の市町村で指定店として指定をされた者を指しているのですが、当町において、指定している業者以外に過去指定店の指定を受けていた業者等があります。現状としましては、こちらの業者さんが簡易水道あるいは上水道について業務を行うことができない状態ですが、非常時においてこれらの者にも技術的には十分能力があると町長が認めた場合に適用させることができるように「等」ということで考えて、加えさせていただいております。以上です。

議 長	(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。 日程第 10、議案第 69 号「森町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。 日程第 11、議案第 70 号「森町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 (発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。 日程第 12、議案第 71 号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
5 番議員	5 番、鈴木哲司君。 (鈴木哲司 君) 鈴木です。 天方小学校のところにまだ遊具が残っていると思うのですが、これは一般の人というか、子供がその遊具を使って怪我をした場合とか、そういった責任の所在というのはどうなりますか。
議 長	(中根信一郎 君) 天方小学校ですか、幼稚園ですか。
5 番議員	(鈴木哲司 君) 幼稚園をお願いします。
議 長	(中根信一郎 君) 学校教育課長。
学校教育課 長	(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。 ただいまの鈴木議員の御質問でございます。 天方幼稚園の閉園後の遊具の利用についての御質問でございます。

す。

学校施設としての園は閉園してしまうものですから、後の利用がないように、立入りのないように管理をしてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 13、議案第 72 号「森町旧藤江勝太郎家住宅の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員 (西 田 彰 君) この条例の第 3 条には第 1 号から第 5 号までの施設を利用する場合に、その事業者は指定管理者が決まってくるわけですが、その指定管理者が募集、決定をするのでしょうか。また、第 4 条では掲げる事業を行うと限定しています。その決定権は教育委員会なのかどうかお聞きします。

議 長 (中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育 (三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長 西田議員の御質問にお答えします。

まず、第 3 条の五つの施設の事業者ということですが、今回は指定管理者にこの事業を行っていただくということで募集をしていく施設になりますので、その中でもカフェスペースもございますので、考えられるのは、指定管理者がそのまま自分で運営することもありますし、カフェ運営をほかをお願いするということも考えられるということで考えております。

第 4 条の事業についてでございますが、勝太郎家住宅の目的としてこういった事業を行っていただきたいということで、今後、指定管理の手続の中で協定等を結んでいくわけですが、その中でこういった事業を行うことを実施していただきたいとい

議 長

うところで整理しております。以上です。

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

旧藤江勝太郎家住宅についての指定管理ということですが、公募から決定までのスケジュールを教えてください。

議 長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長

川岸議員の御質問にお答えします。

まず指定管理の関係ですが、旧藤江勝太郎住宅は、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業における第1号物件として整備し、活用を図るものでございます。城下のまちづくりの拠点となる施設と考えておりますので、補正予算にも出資金を計上しておりますが、これから設立するまちづくり団体の指定管理を考えております。ただし、指定管理者の候補者の選定には町の基準がございますので、基準に従って手続を行ってまいりたいと考えております。仮にまちづくり団体を指定管理者とする場合ですけれども、予定としましては、1月に法人を設立していただき、その後、指定管理者の申請書提出、1月下旬から遅くとも2月上旬には、指定管理者候補者選定委員会を開催し、3月議会に指定管理者の指定の議案を提出したいと考えております。議決後に協定書を締結し、4月から指定管理者による管理開始といった流れを考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 3月には議会に指定管理についての議決を求めるということで、このまちづくり団体というのが、これから設立するということで、その見込みについてはどうでしょう。

議 長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課 長

まちづくり団体につきましては、それこそ1月から一般社団法

人創造遺産機構（HERITA）の伴走支援をいただきまして、設立に向けて情報共有しながら、今準備を進めているところで、候補者が今何人かおりまして、その人との協議等を進めています。どういう方向性でやっていくとか、どのような役割かというところを話しながら、設立に向けて現在準備を進めているところです。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。
（ 川岸和花子 君 ） 今の話を伺っていると、1 月にはまちづくり団体が設立されるのはほぼ確実な状況であると受け取りました。今回第 1 号の物件として旧藤江勝太郎家住宅ということで、改修をして、指定管理していくわけですがけれども、今後の展開についてのこの計画等はあるのでしょうか。

議 長
社会教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。
（ 三澤由紀子 君 ） 川岸議員の再度の御質問にお答えします。
先ほどの質問でも申し上げましたが、現在、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業の伴走支援業務で、エリア構想を含めた事業コンセプトの検討、空き家調査、活用プランの作成、資金調達方法の検討、まちづくり団体の設立、支援といったところを委託業務として行っております。城下のまちづくりをどう取り組んでいくかについては、今エリア計画としてまとめていただいております。これは町と HERITA さんが勝手に作ったものではなくて、7 月には城下の皆さんと同様の取組を行っている美濃市を視察して、事業に対する理解を深めたり、また 8 月には城下の関係者 40 人の参加のもと、まちづくりワークショップを開催しております。そのまちづくりワークショップでは、まずは教育委員会からどのような位置付けで城下のまちづくりに取り組んでいるかを説明しまして、HERITA からはエリア計画の案を示したうえで、城下の皆さんが考える城下の課題、強み、どのようなまちにしたいか意見を出していただきまして、そこでいただいた意見をエリア計画に反映しております。このエリア計画の方向性として

は、城下の歴史や地域資源を最大限に生かして、城下の自然や歴史文化、暮らしをじっくり感じながら滞在していただく取組をイメージしておりまして、住民も来訪者も豊かさを感じられる取組を目指しております。エリア計画につきましては今後議員の皆様にもお示ししていきたいと考えておりますし、まちづくり団体ができましたら、計画を城下の皆さんと共有し、一緒に未来を描きながらまちづくりを進めていきたいと考えております。また、そのエリア計画の中では、次の物件をどうするかということも落とし込んでありますので、そういったところで今の時点でまだ公開しておりませんが、そういったところを共有しながら次につなげていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）ただいまの課長のお話、非常に興味があってしっかりと聞かせていただきました。

地域の活性化に資する施設ということで非常に期待は持てると思いますけれども、ただ、この施設を拠点として今後活性化を図るとなりますと、かなり魅力あるようなPRなり、広報なりも同時に進めていかなければいけないと思います。これと同時に、この勝太郎家をいろいろリニューアル等するというのも非常に良いと思いますけれども、すぐ近くにございます城下学校も同時活用を図るというお考えはどうでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）佐藤議員に申し上げます。

議案の内容と少し範囲が広くなりすぎて、議案の範囲という中で、もう一度御検討いただきたいと思います。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）先ほどの社会教育課長の説明の中で、今後の計画等も踏まえたうえでの話があったものですから、すぐ近くにございます城下学校の活用も同時に考えたらどうですかという一つの提案的なものですがけれども、もしあれでしたら今回のこ

議 長
社会教育
課 長

の質問はなしにもいたしますが、答えていただけるならば、答えられる範囲で、できたらお願いしたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

ただいまの佐藤議員の御質問にお答えします。

城下学校の活用ということですが、現在も町並みと蔵展などで城下町内会の人々が城下学校を開放しています。活用というのが全て改修を伴うものだけではないと捉えて、回答させていただきますと、今、勝太郎家と城下学校は非常に近い位置にありますので、例えば今の時点で、運営者が決まっていはいないですが、候補者としてお話する中では、例えば、勝太郎家で何かイベントスペースがありますので、指定管理者が企画したイベントをやる時に、城下学校をお借りして、そこと合わせて何かイベントを打つとか、そういった活用は考えられると考えております。また将来的にいろいろ改修して、そこを活用していくとなったときは、非常にお金のかかってくる話ですので、また次の物件、次の次の物件とかそういったところで候補を考えていく案件かと思いますが、現時点の活用としてはそういったことも考えられているということをお伝えしたいと思います。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

（ 西 田 彰 君 ）第 16 条第 2 号に管理に係る経費の縮減が図られるものと規定しております。これこそ指定管理の基本と私は考えています。これが思うようにできない指定管理者であったときには、どのような対応するのかお聞きします。

議 長
社会教育
課 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

西田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

まず指定管理料についてはこれまであまりお話をできておりませんが、旧藤江勝太郎家の指定管理者の指定管理料の支出はな

しと考えております。イベントスペースの利用料やカフェ運営による売上げ、その他指定管理者の工夫や努力により収益を上げていただき、管理運営費を賄っていただく予定として考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

（ 岡戸章夫君 ）9 番、岡戸です。

今回のこの条例ですけれども、藤江勝太郎家の住宅そのものを設置管理する条例ということですから、北側の寄附、それから購入させていただいた土地が 2 筆あると思うのですけれども、369-1 と 372-1 ですか、これについては、この条例に含めなかった理由、それとこの土地の扱いはどうなるのかという位置付けというか、扱いはどうなるかというその 2 点について伺います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

課 長

岡戸議員の御質問にお答えいたします。

まず寄附をしていただいた宅地につきましては、既に解体工事を終了して、今、更地となっております。また畑につきましては、農地転用を踏まえまして、売買契約も済みまして、町の土地となっております。宅地は地続きでありますので、ちょっと今段差がある状態ですけど、今後、そこを整備して、駐車場として使えるようにしていきます。また畑も駐車場用地として購入しておりますので、そこも整地なり、車が入れるようにして勝太郎家と一体に使っていきたいと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

社会教育

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

課 長

答弁漏れがありましたので、追加してお答えします。

第 2 条に 369-2 と謳っております。あえてその駐車場敷地を除外したということではなく、まずは住宅の所在地ということで、条例に謳っております。以上です。

議 長	(中根信一郎 君) ここで一旦休憩をいたします。
	(午前 11 時 39 分 ～ 午前 11 時 50 分 休憩)
議 長	(中根信一郎 君) 会議を再開いたします。
	質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議 長	(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。
	日程第 14、議案第 73 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算 (第 8 号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	10 番、加藤久幸君。
10 番議員	(加 藤 久 幸 君) 説明書 9・10 ページ、2 款 4 項 1 目、戸籍住民基本台帳費のところのマイナンバーカード業務に係る会計年度任用職員の追加配置したことによる増額分かと思いますが、この内容について、説明をお願いしたいと思います。
	次に、11・12 ページ、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務経費、この説明欄 0005 心身障害児者福祉費について、見込みよりも多くの人が利用して、利用回数が増加したことによるものかと思います。この増加の要因と利用回数の増加の数についてお伺いをいたします。
	次に、説明書 15・16 ページ、6 款 3 項 2 目、林業振興費、これは有害鳥獣の頭数の増加ということかと思います。これも要因をお聞かせいただければと思います。
議 長	(中根信一郎 君) 住民生活課長。
住民生活	(森 下 友 幸 君) 住民生活課長です。
課 長	加藤議員の御質問にお答えします。
	まずマイナンバーカードに関する予算の増額の内容の説明をということでした。
	2 款 4 項 1 目、0003 個人番号カード交付事業費ということで、今回 1,951 千円の増額をお願いしているものです。こちらは会計

年度任用職員の報酬、それから諸手当、負担金、雇用保険料、社会保険料、費用弁償等であります。背景としましては、マイナンバーカードの更新手続が増加しております。例えば、令和6年4月から11月の間の電子証明書の更新手続につきましては、673件であったものが、本年度は4月から11月の間1,787件ということで、約2.7倍増加しております。ほかの交付手続とか、暗証番号の再設定手続とか、そういったものも2倍程度増加している状況で、大変多くの人が窓口にいらっしゃっている状況であります。当初、来庁者の増加については予想していたものの、本年4月の人事異動による人員体制の変化とか、そういった理由がありまして、対応に困難を覚えるところでありました。4月から少人数で窓口対応を優先している中で、なかなか事務仕事、机に座って事務をする時間が取れなかったりとか、時間外勤務が増えているとか、研修や会議の出席が難しかったり、休暇が取りづらい状況が続いておりました。会計年度任用職員を雇ったからといって、すぐに問題が解決するわけではございません。ですけれども、現状できる対応であるということで、職員の人員不足が町民サービスの低下を招かないようにするために、会計年度任用職員を一人雇って、事務に当たらせることと考えました。それで、歳入を見てくださいと、5・6ページにございます、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金にマイナンバーカード交付事務費補助金というもので、こちら歳出として計上していた1,951千円がマイナンバーカード事業費補助金という形で、全額国から補填されますものですから、今回、会計年度任用職員の費用ということで、予算計上させていただいたものでございます。以上です。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

加藤議員の御質問の中の障害児支援事業費の増額の理由についてお答えをさせていただきたいと思います。

こちらですけれども、児童発達支援費、放課後等デイサービス費が不足する見込みとなったことから、今回補正をお願いするものとなっております。

児童発達支援費の増額につきましては、当初予算では、児童発達支援の利用者を9人で見込んでおったのですが、令和7年度はきためばえの毎日通園の枠が余っていたため、その枠を4人の児童発達支援「いちご」と言いますけれども、「いちご」として利用しています。また袋井市の「りとむ」、森町にも株式会社優菜が児童発達支援を開始したこともありまして、利用人数が16人に増加しております。16人が増加したことによりまして、1,189万2,970円が不足する見込みであると予測をしております。また、放課後等デイサービス費につきましては、町内に令和7年4月から放課後等デイサービス「みらい」、それから6月には「カラフルキッズゆうな」が開設しまして、町内の事業者が開設したことにより、既存の利用先と合わせて週に複数回使う人が増えているというような状況です。当初予算では、一人当たり平均を11万2,068円と予測しておりましたが、令和7年度には一人当たり平均で12万6,000円と、約1万3,900円増加しているということです。現在の支給決定者数が66人となっておりますので、増加金額と支給決定者数を基に1,103万4,140円が不足すると見込んでおります。こちらの児童発達支援費と放課後等デイサービス費の不足見込み額が2,292万7,116円となりますので、今回、23,000千円を補正計上させていただいたものとなっております。なお、先ほど質問の中で、具体的な回数をということでしたけれども、既にこちらの具体的な回数については、把握していないという状況ですので、申し訳ございません。以上です。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

加藤議員の3番目の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

6 款 3 項 2 目、林業振興費の中の鳥獣被害総合対策事業費の関係でございます。今回のこの補正につきましては、当初、イノシシで 140 頭、鹿で 160 頭ということで、合計 300 頭の捕獲に対しての予算を計上させていただいてございましたけれども、4 月から 11 月末までの捕獲の関係でございますけれども、イノシシの成獣で 65 頭、幼獣で 63 頭、計 128 棟、鹿の成獣で 160 頭、幼獣で 9 頭、計 169 頭ということで、イノシシと鹿、両方合わせますと現在 11 月までで 297 頭を捕獲しているというところで、当初計画させていただいていました 300 頭にもう近づいてきてしまったというところで、今回補正をお願いしているところでございます。補正の内容につきましては、12 月から来年 2 月までの前年度の捕獲頭数等の実績を踏まえまして、120 頭分を追加させていただきたいということで、今回補正を計上させていただいております。それで、有害鳥獣捕獲業務委託料 1,200 千円は、猟友会が実施している捕獲に対して 1 頭当たり 1 万円ということで 1,200 千円を計上させていただいてございます。その下の有害鳥獣被害防止総合対策交付金 750 千円につきましては、こちら国からの補助金がついてございます。こちらにつきましては、成獣につきましては 1 頭当たり 7,000 円、幼獣につきましては 1,000 円というところで決まっておりますので、今回、120 頭分の 105 頭分掛ける 7,000 円で 73 万 5,000 円分、それから幼獣といたしまして 15 頭分を 1,000 円で 15 万 000 円というところで 750 千円の予算計上をさせていただいてございます。当初に比べて、捕獲頭数等が増加しているため、今回補正をお願いしているものでございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） ここで休憩をいたします。

（ 午後 0 時 2 分 ～ 午後 1 時 10 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで産業課長から発言を求められていますので、これを許します。

産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ）産業課長です。

先ほどの加藤議員の答弁に対して答弁漏れがございましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

イノシシ、鹿が増加している要因は何かというところでございますけども、イノシシ、鹿両方とも非常に繁殖力が高くて、特に条件の良いところでは、たくさんの子供を産んでいくということで、毎年個体数が増えていくと。それから耕作放棄地の増加ということで、耕作放棄地が増えることによりまして、野生動物にとってのエサや隠れ繁殖地として利用されることが多くなっていること、また農作物の廃棄等が原因で人里に出没が増えてきて、それに伴って個体数の増加を助長させているというような形が要因ではないかなと考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）引き続き質疑を行います。

10 番、加藤久幸君。

10 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ）社会福祉総務経費については了解いたしました。

要因も今、産業課長からお話いただいて、300 頭の予想に対して、もう 297 頭に来ているということでお伺いをしました。熊の情報とかはないですか。これからそういうものも考えていかなければいけないかなと思いますけども。その点、ちょっと確認だけお願いしたいと思います。

あと、マイナンバーカードの件ですけども、これは健康保険証にひも付けしたりとかコンビニで住民票等の交付ができたり、本人確認の書類になったりと非常に便利なものかと私も考えています。提案理由の説明の中で、マイナポイント事業の開始に伴って多くの町民がマイナンバーカードを取得したということかと思えます。このマイナポイント事業というのは、各自治体によって終了したところもあれば、まだ継続でやっているところもあるかと思いますが、町においてのマイナポイント事業は、おそらく終了したと思うのですが、今後これをまた開始する予定はあるか、そ

議 長
産業課長

こら辺も確認のため、お願いしたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

加藤議員の1点目の熊の状況はどうかということでございますけれども、同報無線でも一度流させていただきましたけれども、三倉、橘、円田で熊のようなものを目撃というような形の中で連絡等ございましたけれども、その後、見回り、巡回等を役場、それから警察でもしていただいておりますけれども、熊のような痕跡が見当たすることは今のところなかったというところで御報告させていただきたいと思います。以上です。

議 長
住民生活
課 長

（ 中根信一郎 君 ） 住民生活課長。

（ 森下友幸 君 ） 住民生活課長です。

加藤議員の御質問にお答えします。

マイナンバーカード事業に関連しまして、その普及利活用を図るマイナポイント事業について、現在終了しているが、どうかということでございます。

本年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画におきまして、マイナンバーカードの普及利活用とマイナポータルの利便性向上が重点的な取組として挙げられておりますが、具体的にマイナポイント事業ということは記載されておられませんでした。それで、森町におきましても終了しましたマイナポイント事業を独自に行うというような考えは、現在のところございません。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

2番、小澤由彦君。

2番議員

（ 小澤由彦 君 ） 小澤でございます。

説明書の11・12ページ、3款2項2目の児童手当費でございます。1,985千円という補正が出ておりますが、この要因となったものをお聞かせいただければと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 健康こども課長。

健康こども
課 長

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

小澤議員の御質問にお答えいたします。

児童手当費ですが、昨年 10 月から制度が改正されておりました。高校生年代まで幅広く児童手当を支給するという制度に変わりました。今年度の予算の組立てとしまして、令和 6 年 12 月支払いの児童数を基本として、令和 4 年から令和 6 年の対象児童の増減率の平均を乗じて、令和 7 年度の対象児童数を算出して、全体の扶助費を計算しております。その関係で、実際のその児童の人数ではないということなので、支出していく中で実際の児童数の変化がどうなのかというところにつきましては、見込みの中で予算を立てておりますので、今回、その見込みよりも児童数の減少が緩やかだったり、それから転出より転入がやや多くなっている状況が考えられるのではないかなと思っております。実際のところ、細かい数字を見ていきますと、例えば 0 から 3 歳につきましては、当初見込み延人数が 2,070 人としていたところ、10 月の実績を踏まえた最終見込み延人数が 2,109 人、プラス 39 人、3 歳から中学生につきましても同じように、当初の見込みの延べ人数が 1 万 6,814 人、最終見込みが 1 万 6,947 人、プラス 133 人、高校生年代につきましては、当初見込みの延人数が 4,873 人のところを最終は 5,024 人、プラス 151 人となる見込みとなっております。その関係で今回扶助費の補正を 1,985 千円お願いしているというところになります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸でございます。

9・10 ページの 2 款 1 項の財産管理費ですけれども、最初の 2,600 千円、天方幼稚園の雨漏りの修繕ということで伺いましたが、雨漏りしているということは、ほかにも壁とか、中にあるものとか、何かその他の傷みはないのかというところを伺います。屋根だけの修繕で終わるのかということです。

議 長
財政課長

その次の機構改革の関連経費につきまして、修繕費ということで9,065千円、その他^{じゅう}什器類の移設、撤去、また備品購入費ということで7,800千円、その他トータルで19,400千円かかっておりますので、その内訳についてお願いしたいです。

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

まず1点目の2款1項5目、財産管理経費、説明欄0001の財産管理経費の修繕費、天方幼稚園園舎の雨漏りの修繕でございます。これにつきましては、天方幼稚園の構造の中で、簡単に申し上げますと、かまぼこ状の屋根があつて、それが二つくっついているような状況になっていると。主な雨漏りの箇所としてはその接続されている箇所ではないかということで、かねてから何度か雨漏りがあつたものですから、修繕をしてまいりましたが、抜本的な改善には至っていないということでございます。しかし、随時雨が漏るということではなくて、大降り等したときに、伝つて下りてくるという状況でございますので、以前は壁等も含めて修繕したこともありますが、現在はとりあえずその原因となっている屋根の修繕を先行して行うことが先決であつて、もしそれで修理が終われば、それで終わるかなと考えておるということでございます。

続きまして2点目の0011の機構改革関連経費19,400千円の内訳ということでございます。今回説明欄にそれぞれ出ておりますので、主なものを申し上げさせていただきたいと思います。まず消耗品費のところ計上してある565千円の内訳としましては、この内容としますと、回線接続用、要するにLAN回線等の接続用のハブを購入したりですとか、勤務する職員の事務用のモニターを買つたり、それから観光部門が入るものですから、パンフレットラックを買つたり、それから情報収集用のテレビ等を買つたりというような経費がそこに計上されております。続いて修繕費

でございますが、修繕費につきましては主に執務室の内装の改装ということで、現在の第3会議室等に係る部分、それから2階の和室を通常の会議室に改修する内装改修の修繕費、それから執務室につきましてはOAフロア化を図っていきたいものですから、その経費、それから関係する照明のLED化等がこの修繕費に計上させていただいているということでございます。続きまして手数料でございますが、通信回線設置手数料ということで、ここでは電話の購入、電話用の内線、外線を整備等をするもの、それから什器^{じゅう}等の移設、撤去とありますが、今、この第3会議室というところに個室用のミーティングルームを設置しております。全部で三つありますが、これを2階のロビーに移設するための経費。それから撤去の部分につきましては、講義室AとBの既存のテーブルがありますが、これが非常に重くて使い勝手が悪いということで、今回この改修の中で、講義室A・Bの利便性を上げるために机を撤去する経費が入ってございます。それから庁用器具費ということで諸備品につきましては、執務室の机、収納庫、椅子等でございますが、この中には講義室A、Bの購入するものも入っているということでございます。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 改修に関するところということで修繕費906 万円ですけれども、やはり和室を改装するのが結構かかるのかなと思うのですが、そこを本当に会議室仕様にするのかというところが1点。

ページ数が変わりますが、13・14 ページ、6 款 1 項の山林振興費ですけれども、山村振興地域茶業振興整備事業補助金ということで、株式会社えんもり機械管理協議会というのを初めて聞いたので、どういう団体なのかということと、中刈り機というのがどういうものなのかということと、もう1点、15・16 ページの10 款 6 項 4 目、文化財保護費の遠州の小京都リノベーション推進事業、先ほど出てきた城下まちづくり団体出資金ということで400 千円

出ておりますが、町が 400 千円出資して、ほかに誰が出資するのかというような、これが新しくできる法人に対するものかなと思いますが、これについても御説明をお願いします。

議 長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

川岸議員の再質問にお答えします。

財産管理経費の機構改革の関係でございます。

修繕費で和室ということでございますが、和室の改修工事につきましては、金額で約 312 万円を予定しております。これにつきましては、既存の一段上がる形になっておりますので、その畳のフロアの撤去、それから壁等も和室仕様になっていきますので、その和室仕様になっている壁を撤去して、新たなクロス等を張り替えるということでございます。それから天井につきましても、こちらも和室仕様になっておりますので、天井を撤去して、そこもクロスを張るというような予定をしております。広さ的には、講義室 A、真ん中の部屋になりますが、そこと同じ広さを確保できるということでございますので、かなり会議としての利便性は上がるだろうかと考えております。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の 2 問目の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

13・14 ページの一番下段になります。6 款 1 項 6 目、山村振興費の中の山村振興地域茶業振興整備事業費補助金関係でございます。

株式会社えんもり機械管理協議会でございますけれども、今年 7 月末まで遠州森茶農協ということで行っておりましたが、令和 7 年 8 月 1 日から組織が変わりまして、株式会社えんもりというものが発足されました。この株式会社でございますけれども、天宮の花嶋様と向天方の竹内様が今回この株式会社えんもりを発足し

て、今まであった大上にあります工場を株式会社としてやっていくということであります。今回この機械を導入するにあたりまして、県単中山間地域農業振興整備補助金というものを活用して、中刈り機の機械を購入していくわけですが、この県単中山間地域農業振興整備事業を活用するには、最低3人がいないとこの補助金というものは使えなくなります。先ほど申し上げましたとおり、株式会社えんもりにつきましては二人で発足していますので、二人だと対象外になるということで、改めて株式会社えんもり機械管理協議会というものを作りまして、先ほど言いました花嶋様と竹内様、それとその中で出資者である薄場の花嶋様が入って、この3人で機械を使って作業をしていくということでございます。この管理費につきましては、一番茶で茶を刈った後、二番茶を取らずに1回茶の木を低くするというのですか、葉っぱが見えないぐらい刈り取ってしまって、茶色っぽくなるまで刈り落とす作業が中刈りをするということですが、大体3年に一度ずつぐらい、中刈り更新をして、高さを保っていくというような形で中刈り更新をするに当たりまして、また、葉の出が良くなるように、木を生かすというのですか、そういったために中刈り更新をしていくわけです。そういった機械を今までは、普通の葉っぱを刈る乗用の機械で、歯だけを変えて、中刈り更新をしていたのですが、そうしますと、大体1日当たりせいぜい2反ぐらいが更新できるということですが、今回この中刈り更新機は、それ専用の中刈り機械になりますので、1日当たり5反ぐらいは中刈り更新ができるということで、今回、この3人で中刈りの機械を購入したいということで、今回金額を上程させていただいているということでもあります。以上です。

議長
社会教育
課長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

15・16 ページ、10 款 6 項 4 目、文化財保護費の投資及び出資金

について申し上げます。

城下地区歴史的資源活用まちづくり事業において、古民家等の歴史的建造物を再生活用し、分散型開発に取り組んでいくまちづくりビークルと呼ばれるまちづくり団体の設立を予定しております。まちづくりビークルは、非営利型の一般社団法人を予定しております。町はこの法人に対し、運営資金の一部を出資という形で支援し、城下のまちづくりを官民連携して取り組んでいくというものであります。このまちづくり団体は、当面の運転資金として 100 万円程度を準備する予定であります。まちづくり団体は行政主導ではなく、民間団体として立ち上げるものなので、町の出資割合は全体の半分を超えない 4 割程度と考えています。そのため出資額を 400 千円としております。また、町以外の出資者としては、まちづくり団体のメンバーのほか、地域の賛同者、この事業に関わっていただいている H E R I T A などを想定して、現在準備しております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 分かりました。

15・16 ページのその下の 10 款 7 項、体育施設費ですけれども、会計年度任用職員の 354 千円を追加する理由と、7・8 ページの歳入ですけれども、一番下の過年度収入の災害復旧費過年度収入というものが、どこからのどういう収入になるのかということ伺います。

議 長
社会教育
課 長

(中根信一郎 君) 社会教育課長。

(三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

川岸議員の再質問にお答えいたします。

10 款 7 項 2 目、体育施設費の会計年度任用職員報酬に関する補正であります。こちらにつきましては、正規職員の病気休暇をカバーするために、週 4 日勤務であった会計年度任用職員を週 5 日に変更しまして対応したところ、報酬に不足が生じたので、その分の計上となります。以上です。

議長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

7・8ページの諸収入、過年度収入でございます。

御質問のございました災害復旧費過年度収入 21,367 千円、これにつきましては令和4年の災害でございました農業施設でございます天方地区、アクストの南側のところ、下側のところの被災をした復旧工事がございまして、ここにかかります補助金が現在まで交付されておりましたが、今年になって交付がされるということになりましたので、計上させていただいたということでございます。

災害の補助金については、特に農業関係につきましては、当年度の予算が国で不足した場合、後年度に引き継いで交付されることがございますので、今回はその分の歳入を計上させていただいたということでございます。以上です。

議長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4番、佐藤嘉彦君。

4番議員

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤です。

いくつか質問をさせていただきます。

説明書9・10ページで、2款1項5目、先ほどの質問と若干重複するところもあると思いますが、0011の機構改革関連経費です。19,400千円ということで計上してございます。そして内容は大きく言うと三つあって、一つは執務室を町民センター第3会議室に引っ越すというか、町民センター第3会議室を執務室にするための改修分と、それからもう一つが和室を会議室にするための改修分、最後にそれ以外の、例えば講義室の什器類^{じゅう}を更新していくと三つあると理解をしております。

先ほどの川岸議員の質問で、和室改修分については312万円と御答弁をされたと思っておりますけれども、これを内容別に執務室の改修分でいくら、講義室^{じゅう}什器分^{じゅう}でいくら、その内容ごとのその事業費を教えていただければと思います。それが1点目です。

そして２点目ですが、説明書 11・12 ページの３款１項１目の 0006 自立支援給付費のところの扶助費でございますが、42,000 千円の増額ということですが、これはどういったサービスが増加になったのか、サービスの種類がいろいろあると思います。居宅だとか、施設とか、利用増となったサービス、どういったものが主に増加をしたかというところをお聞かせいただきたいと思います。それと併せて補装具費給付費ですが、当初予算とほぼ同額、今回補正計上されているということですが、増額の対象となった補装具の種類等も差し支えなければ教えていただきたいと思います。

それから３点目ですけれども、13・14 ページの衛生費であります。４款１項２目の 0005 保健予防経費の扶助費ですけれども、1,294 千円の増ということで見込みが増えるという御説明だったと思いますが、これは対象者が増えるということなのか、あるいはその医療費が増加したということなのか、あるいは両方なのか、そのあたり増加の原因について、把握されている範囲内で教えていただければと思います。以上です。

議長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

２款１項５目の財産管理経費の機構改革に関連する経費でございます。19,400 千円のそれぞれの内訳ということで、対象箇所 3 か所での内訳ということでございます。

まず現状の第３会議室でございますが、こちらを改修する経費でございます。この経費につきましては、現在の第３会議室の隣に第２会議室という会議室がございますが、第３会議室だけではちょっとスペースが足りないものですから、壁を少し移動するというので、第２会議室の改修の分も含め、また第３会議室に既存であります個室の部屋がございます。この部屋を２階のロビーに移設するというところまで含めた金額として、執務室の整備に

かかる費用が、端数ございますので申し訳ないですけど、1,000円でまとめますと、1,205万4,000円。それから講義室のAとBの部分でございます。これは主に什器類^{じゅう}でございますが、こちらにつきましては271万6,000円。そして和室の部分ということでございますが、この和室の部分につきましては先ほど御説明させていただいたとおり、改修とその室内の照明、それからエアコンがございまして、このエアコンを一度外してまた付けるというような工事、それから執務室内の椅子等ということでございますし、またブラインド等の設置も含めまして559万9,000円というような内訳でございます。以上です。

議長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

佐藤議員の御質問の中の障害福祉サービス費等給付事業のサービスの内容等ということでございますので、お答えをさせていただきます。

こちらの不足する項目といたしましては、就労支援A型、就労支援B型、共同生活援助、居宅介護、就労移行支援、計画相談支援、生活介護費が不足する見込みとなっております。個別の内容としましては、就労支援A型につきましては、令和6年4月時点に比べて、利用者が14人から20人と、6人増加していることから、6人分と当初予算額単価の15万5,773円を基に不足分を1,200万円と見込んだものです。また就労支援B型につきましては、令和6年4月時点に比べて、80人から88人と8人増加していることから、8人分と当初予算単価10万3,511円を基に不足分の1,000万円と見込んだものです。また、共同生活援助につきましては、令和6年4月時点に比べて、25人から28人と、3人が増加していることから、3人分を基に当初予算単価13万4,600円を基に、こちらの不足額は500万円と見込んだものです。また居宅介護につきましては、令和4年4月時点で17人と、利用人数に変化はないのですけれども、前年度月平均が32

万 8,641 円に比べまして、平均額が約 16 万円増加しております。増加額 16 万円を基に、不足分 200 万円を見込んだものです。就労移行支援につきましては、令和 6 年 4 月時点に比べて、4 人から 7 人と、3 人増加していることから、3 人分と今年度平均単価 10 万 8,714 円を基に、不足分を 400 万円と見込んだものです。また当初予算ですが、平均単価が 6 万 2,080 円と想定しておりましたが、今年度は 10 万 8,714 円と増加していることから、この増加分として 200 万円が不足すると見込んだものです。また、計画相談支援につきましては、令和 4 年度 4 月に比べて 148 人から 159 人と、11 人が増加していることから、11 人分と利用単価の 8 万 5,000 円を基に不足分を 100 万円と見込んでいます。また、生活介護につきましては、令和 6 年 4 月時点に比べて 32 人から 34 人と二人増加していることから、ことから二人分と月平均の利用単価 23 万 5,294 円を基に、不足分を 600 万円と見込んでいます。こちらを全て足しますと、42,000 千円が不足すると見込んでおります。

また次の補装具費給付費の関係ですけれども、補装具費の関係の中で内容としてはどのようなものが多いのかということでございます。

こちらですけれども、10 月までの支給実績といたしましては約 179 万 8,000 円の支給しております。内容といたしましては、購入が 14 件、修理が 8 件となっております。その中で大きなものとしたしましては、姿勢保持装置と言われるもの、こちらの金額が 30 万円以上するものですので、そちらの購入とか、あとは義足の修理等々の金額があったというような形となっております。また、今後の見込みとしては 13 件を見込んでおまして、先ほどの分を含めると大体 35 件となるというような形になっています。昨年が 25 件、304 万 4,430 円の支給でしたので、そちらを大きく上回る見込みとなっております。また、今後の見込みといたしまして義足や先ほど言った姿勢保持装置、車椅子な

議 長
健康こども
課 長

ど、高額な支給となる補装具の支給予定がありますので、それらを要因として補装具費給付費が増加しているというような状況となっております。以上です。

(中根信一郎 君) 健康こども課長。

(朝比奈礼子 君) 健康こども課長です。

佐藤嘉彦議員の3問目の御質問にお答えいたします。

13・14 ページ、4 款 1 項 2 目の 0005 保健予防経費、扶助費の未熟児養育医療費扶助費でございます。

未熟児養育医療費につきましては当初予算といたしまして、一人3か月分を見込んでおりました。11 月時点の実績ですが、対象となった人が二人、合計6か月分となっております。既に当初の予算よりは大幅に対象者が増えているということでございます。今後3月までに、今の妊娠の状況によりまして、ハイリスク妊婦であるとか、切迫入院中の人がいらっしゃるということで、さらに対象者二人の合計5か月分の支出を見込んでおまして、全体として4人、11 月分の見込みとなるということで、主な原因としましてはやはり対象者の増ということになります。以上です。

議 長
4 番議員

(中根信一郎 君) 4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

了解です。

最後の質問ですが、説明書 15・16 ページの 6 款 2 項 2 目の 0003 の委託料についてですけれども、土地改良事業計画等に係る専門技術者調査委託ということで、これの内容について、教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

15・16 ページの一番上段でございます。6 款 2 項 2 目の土地

改良事業計画等に係る専門技術者調査委託料でございますけれども、こちらにつきましては、今回、議案第 77 号で緊急防災工事計画ということで、議案も上程をさせていただいております。その関係のものでございますけれども、町が作成した緊急防災工事計画の事業の内容を専門技術者から計画の妥当性について調査していただくための費用として計上させていただいております。この専門技術者の調査でございますけれども、10 項目程度あるのですが、主なものにつきましては、ため池 4 池の事業施行による必要性であるとか、事業施工の技術的可能性とか、そういった申請の中身について、この専門の技術者から計画の妥当性について見ていただく、調査していただくというような手数料でございます。こちらにつきましては、費用としては、直接人件費、交通費とか、120 千円ということで計上をさせていただいております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 15、議案第 74 号「令和 7 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員 (川岸和花子 君) 8 番、川岸です。

歳出の 7・8 ページの保険給付支払準備基金積立金ということで、3 年を区切りとして計画していただいていると思うのですが、今回 60,000 千円の積立てということです。令和 6 年度としては、想定どおりにいったのか、またその積立金としては、この 60,000 千円を積み立てて、計画どおりに行くことになっているのか。その辺の現状をお伺いします。

議 長 (中根信一郎 君) 福祉課長。

福祉課長

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

川岸議員の御質問の中の支払準備基金の御質問について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今年度は計画年の中間点となります。計画の中では、初年度分として令和6年度分の余剰金を積み立てるということになっておりますので、前年度繰越金が9,563万1,144円ということで、その中から60,000千円を積み立てできたということで、ほぼほぼ予定どおりとは考えてはおるところでございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第75号「令和7年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第76号「財産の減額貸付について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

今回、放課後デイサービス事業を静岡教育開発研究所株式会社さんが天方幼稚園跡地を活用したいと申し出ていただいたことで、活用していただけるというのは本当にありがたいと思いますけれども、この年額60万円の賃貸借料を36万円にした根拠というか、どういう理由で36万円に引き下げたかということを、今一度御説明をお願いします。

議長
財政課長

(中根信一郎 君) 財政課長。

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

川岸議員の御質問にお答えします。

まず、提案理由で申し上げましたとおり、財産の貸付につきましては、現在はまだ教育施設としての位置付けがございますので、今回上程させていただいております議案において天方幼稚園の廃止が認められた場合には、まず行政財産から普通財産への切替えを考えてございます。普通財産に切り替えた後に、貸付等ができるような形になりますので、その貸付を計画したわけですが、土地の貸付について、行政財産の貸付の中の条例に計算方法がございまして、今回の場合は、この算出根拠としますと、税務課の資産税の資料によります評価額でございしますが、その評価額が平米当たり 8,020 円という形になってございます。これが条例の第 2 条第 1 項第 1 号の規定で 0.03 を掛けるような形になっておりますので、1 平米当たり 240 円でございします。この 240 円に対しまして、貸し付ける土地の面積が 2693.39 平米でございしますので、正式に言いますと 64 万 6,410 円というのが貸付の細かな数字になってございます。提案理由は大きくまとめさせていただいたものですから、65 万円という形でございしますが、正式に貸し付けるとなるとこの金額になると。ただ今回事業者で、この金額を月単位でやると、やはり負担が大きいということがございまして、泉陽中の貸付の時もそうだったのですが、事業者で自分たちの事業を展開する中で支払える金額がどれぐらいなのかということで、貸付の希望を確認させていただきました。そうしましたら、月々 3 万円のお金なら支出できるので、ぜひそのお金でお願いしたいという申出が、使いたいという申出と一緒にありましたので、今回本来であれば、定額で、決まった金額で貸付できれば議会の議決はいりませんが、36 万円に減額をして、貸し付けることが福祉的な事業の維持、それから施設の維持管理等も含めると、非常に有益ではないかということで、減額して貸

し付けたいのでお願いをさせていただいているということでございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 18、議案第 77 号「緊急防災工事計画について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番、加藤久幸君。

10 番議員

(加藤久幸 君) これについては、農業用ため池の緊急防災工事のことかと思います。全員協議会でも説明をいただきまして概ね理解はいたしました。そのような中で、町が 4 池、県が 5 池ということで伺っております。これに至った経緯を教えてくださいと思います。

それともう一つは、スケジュールが 1 年ずれていますけども、県の実施、町の実施、これについてお伺いしたいと思います。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

加藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回のこの緊急防災工事計画ということで、ため池の工事でございますけども、町が 4 池、県が 5 池ということで、その経緯はどうかということでございますけれども、基本的にはこの防災重点ため池の整備にあたって、町と県とお話をさせていただいた中で、太田川水系であります 5 池、薄場にあります昭和新池、天宮、大上にあります大池、睦実にあります大沢下池、睦実の善正庵池、それから飯田の天ノヶ谷池、こちらの 5 池につきましては、県で太田川水系ということで実施をしていただけたということで、戻りますが、ため池の整備が令和元年から言われ始めてきたのですが、その時は全ての工事を町で実施してくださいという

ような話がありましたけれども、森町につきましては、9池整備するわけですが、他の市町におきましても整備する池がたくさんあるというところで、市町と県を分けて、事業の推進をしていただきたいというような話をさせていただいた中で、森町につきましては、太田川水系の5池については、県で事業をしていただけると。それから、一宮の4池、一宮水系については、町で整備というところがございます。どの市町につきましても、そういった中で、たくさんある整備の中で、なかなか町につきましては技術者等も少ないものですから、なるべく県にお願いをしたいわけでございますけれども、そういった経緯を話しながら、この4池、5池の区別で、町は4池をやっていくというような経緯でございます。

それから町のスケジュールと県のスケジュールでございますが、町は全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、来年度から実施設計を始めさせていただきますけれども、先ほど言いましたとおり、県営の事業でやっていただくわけですので、中農林事務所、県も人数的な限りもあるというところで、森町だけではなくて、掛川、中遠管内のため池も整備をしているという状況の中で、森町は令和10年度から実施設計に入っていきたいというようなところでございますので、そこで町とを県との事業のスケジュールが変わってくるというところでございます。以上です。

議 長
10 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 10 番、加藤久幸君。

（ 加 藤 久 幸 君 ） 県との調整の結果ということでよく分りました。

これは令和2年度からため池の指定をして、ハザードマップを作成したり進んでいくわけですが、この工事の内容、当然生活道路等も車両等が通ると思うのですが、私どもの地元の大沢下池、善正庵池も県の指定のところ、大沢下池、善正庵池に含まれています。大型の車両等通ると思うのですが、どのような工事の内容

議 長
産業課長

になるのか教えていただきたいと思います。

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

ただいまの加藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町も県も基本設計というものを行って、今回でありますと、全員協議会の中でも、大体このぐらいの工事費でやっていくというようなところでございます。どちらにしても、この後、基本設計の後に実施設計をまたやっていかなければなりませんので、そういった中で仮設道路を作ったりとか、そういったところもございまして、その辺はどのような形で進めていくのかというものを、計画ができ次第、地元にも入って、期間等を周知、どのような感じで通行止めになるとか、こういった形で道を通らせていただきたいとかと、車が通らせていただきたいとか、そういったところについては、今後、話をさせていただければなということと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 工事が数年に渡る、一宮は4池あるので、単純に言えば、工事の期間でいくと1年に一つが終わっていくというような感じにちょっと思うのですが、確認として、田植え時期が4月、3月から始まるのですが、4月、5月、ずっと収穫までの間、その間は水の関係で、工事はやらないのか。それをやっていくのか、その辺ちょっと確認だけ。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

全員協議会の中でお話をさせていただいたと思うのですが、令和8年度は水戸ヶ谷池の実施設計をやらせていただきます。この実施設計に基づいて工事をしていくような形になると思いますが、水戸ヶ谷池につきましては、令和9年、令和10年の

2か年で工事をさせていただきたいと考えております。どの池も2か年で工事をさせていただきたいということでございます。工事につきましては、当然田植え等もございますので、4月から10月ぐらい、そういった刈り取りがあると思いますので、その期間は基本的には工事はなくて、そうではない時にできるだけの工事をしていくということで、今考えているのは、営農には支障がないような工事の仕方ということで考えておりますので、その辺また詳しく分かるようになりましたら、また地元の人々等にも御説明をさせていただきたいと考えております。以上です。

議 長
12番議員

(中根信一郎 君) 12番、西田彰君。

(西 田 彰 君) 昭和新池ですけども、ここは池まで行くまでに相当、1,000メートルはないかな、でも工事車両が入れないような細い道路。その道路に沿って水路を水環境で改修しています。そういうのに影響がないように工事車両が入ってもらいたいのですが、軽でもいっぱいだということで、重機を入れたりするにはかなり難しいところですけども、その辺の配慮というか、そういうものがされていくと思うのですけども、その辺どうでしょうか。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西田議員御指摘のとおり、昭和新池に行くまでの道というのは、本当に軽トラックが1台通れるかどうかというような細い道で、その横を水環境で用水を整備していただいたというところもございます。その昭和新池の田んぼが終わった奥側のところも結構道も細いものですから、そこら辺の道の整備もあわせて、また田んぼ側も地権者と今後話をしていくようになろうかと思いますが、こういった仮設の道を付けて、工事車両が行けるのかということも、今後、詰めていきながら、地区の人、また地権者、耕作している人等々にも、お話をさせて行きたいということで考え

議 長

ておりますので、よろしくお願いいたします。

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

(午後 2 時 1 3 分 ~ 午後 2 時 2 5 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 19、議案第 79 号「公の施設の指定管理者の指定について (森町体験の里)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸でございます。

今回、森町体験の里の指定管理者として株式会社 C S A t r a v e l さんを指定したいということですが、株式会社 C S A t r a v e l さんは、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行ってくださると思いますけれども、年間 4,000 万円以下の指定管理料ということで、各年度で 4,000 万円以下の金額を提案されるということで、おそらく最初は 4,000 万円マックスの金額でいくだろうと考えます。また、4,000 万円の指定管理料と、また 100 万円以上の修繕費は町から支出するという一方で、業者さんにとっては家賃等の負担なく、指定管理者はその事業を遂行するという大変なメリットがあります。ただ町民としては、当然指定管理といっても、ただ管理するだけではなくて、やはり町の健全な発展に寄与してもらいたいと思うわけです。C S A t r a v e l さんの公募の申請理由として、人口減少、高齢化の課題に対して自然環境を生かして、都市部からの交流関係人口を増やして、地域活性化に寄与したいと。C S A t r a v e l さんの経営のノウハウであるとか、集客方法であるとか、運営効率

を上げて、自治体の補助に依存しない施設の運営を目指す、民間利益を獲得していくことで、また指定管理料の低減も目指して、自立運営化して町の健全な発展に寄与していきたいという理由で申請されております。この株式会社C S A t r a v e l さんが森町の向かっている方向が一緒だと判断されたから指定されたいと思うわけですが、この森町としてやはり5年後、そしてその先まで体験の里「アクティ森」をどのような将来像で考えているかということをお答えいただきたいと思います。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

森町として5年、10年後をどのようにという御質問だと思いますけれども、川岸議員から先ほどお話がありましたとおり、C S A不動産につきましては静岡市でいろいろな事業を手がけている業者でございますので、森町体験の里につきましても、今までの静岡で培っているノウハウ等を活用しながら、森町体験の里の事業をやっていけるかなと感じております。それから、パターゴルフ場がマウンテンバイクパークということで、また指定管理も4月から変わっていくわけですが、マウンテンバイクパークにつきましても、ヤマハ発動機さんのいろいろな人材、それから会社としてのいろいろな広報の仕方等々によりまして、いろいろな人々を森町体験の里のパークに呼んでいただけるのではないかなという期待もあります。また、C S A t r a v e l さんにつきましても、森町体験の里の運営につきましてはコンサルティング業務の中で、ある程度中身は承知をしていただいている業者でございますので、そういった点を含めると、今後もマウンテンバイクパーク、それから森林体験の里のパークに訪れた人、それからパークで練習した人が天方地区、それから三倉にかけてのマウンテンバイクの普及等も合わせる中の拠点の施設として森町体験の里がC S A不動産の今までの経営の力を、またC

SA不動産はPRの仕方の部署もありますので、そういった中で静岡市から森町への誘導とかそういったところの中で、今後、5年、10年という中で、森町体験の里の施設自身が30年経過してございますので、施設自体が老朽化している部分もございまして、そういった部分につきましては、指定管理者と話をしながら、町の考え方も示しながら、それから相手方の話も聞きながら、修繕等を行いながら、今後15年、10年先も森町体験の里が活性化、また地域の振興、商工業の発展とか、そういった意味合いの中で、今以上に継続していく施設にいなっていくということで考えております。以上です。

議 長
8 番議員

(中根信一郎 君) 8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 今回の議案は、指定管理者を株式会社CSA travel さんにするかという議案ですけれども、今伺ったお話ですと、そのCSA travel さんに指定管理者を決定することで見えてくるものというのが見えなかったと思うのです。マウンテンバイクの拠点の施設とするというところは分かりましたが、森町体験の里「アクティ森」として、こういう施設にしていくという姿が見えないのですが、もう一度どうでしょう。

議 長
町 長

(中根信一郎 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 川岸議員からの御再度の質問でありますので、私からお答えをさせていただきます。

先ほど産業課長が森町体験の里「アクティ森」の存在価値といえますか、森町としてなぜこの施設を継続して維持管理していくかということについては、述べたと思っています。森町体験の里「アクティ森」につきましては、創設以来、その豊かな自然環境の中で体験という当時としては先駆けであった観光メニューを取り入れて、この森町、また森町の中でも北部にあたる天方地区の振興に寄与するという目的で作られたものであると理解しております。この機能につきましては、その役割を既に果たしております。

すが、それで役割を終えたとは思っておりません。引き続き、森町の誇る豊かな自然、また様々な体験というものを通じて、森町を知っていただく、森町に来ていただく交流の拠点として、町の施設としてさらに維持発展させていきたいと考えております。人口減少が叫ばれる中で、それでは、定住人口を増やすのにいきなりそこに行くかということ、それはなかなかハードルが高いことで、以前より交流人口、関係人口、それに続いて定住人口というように言われていますけれども、この交流人口を増やしていくためにも森町内で複合観光施設と言えるのは、森町体験の里「アクティ森」だけだと考えておりますので、観光業をこれから進行していくうえでも核となる施設であり、また様々な実証実験を行う場でもあると考えております。そういった意味合いで、これまで株式会社アクティ森で指定管理を受けてまいりましたが、限界を感じておりましたので、民間活力の活用ということで、今回、株式会社CSA travelさんを指定管理の候補者として提案をさせていただいているところです。そして、この静岡県という土地柄といいますか、位置関係から言いましても、東京と大阪あるいは京都との中間点にあり、通過的な観光の要素が高いとこれまでも言われております。その中で森町もやはり加えて宿泊施設が少ないということで、通過型の観光で来場者が森町体験の里に訪れるという傾向があらうかと思えます。ただそこで通過する中で、まずは森町体験の里の存在を知っていただいて、選んでいただくという意味では静岡市で宿泊施設を経営しているCSA travelさん、あるいは関連会社の存在はそこに対する効果として大きいものと考えておりますので、そういった効果も期待しながら今回議案をお願いしているところです。さらには、これまで株式会社アクティ森が経営してきましたけれども、そこで限界を感じたということで、やはり民間活力との連携、民間活力の活用ということを考えながら、指定管理者に株式会社CSA travelさんをお願いすると、併せて体験の里の一部にマウンテ

ンバイクパークという新たな体験施設を設けて、そちらも民間事業者であるヤマハ発動機さんをお願いしていくということでその相乗効果も期待しているところです。

新規採用職員の面接を毎年やっております。その中で「森町に来たことがありますか。」という質問もあるわけですが、その中で「子供の頃に体験の里『アクティ森』に行きました。」という声も多く聞かれています。それは森町の観光施設として認められ、また経験をしていただいていると思っておりますので、そういった人がこれからも増えるように、多くの人に森町体験の里を訪れていただき、まさに森町を体験していただけるような、そのような施設の魅力を向上させていくというのが、これから目指すべき道でありまして、それに対して株式会社C S A t r a v e l さんは適していると考えておりますので、今回提案をさせていただきます。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 今回C S A t r a v e l さん1社が応募してくださったということはとても大きいことだと私も思っております、申請されて、その事業の展開を全員協議会で示していただいたところを見ますと、初年度は引き続き、2,000 人と書いておりますが、我々としてはどんどん変えていってほしいとも思いますし、またコテージであるとか、キャンプ場であるとか一体的プロモーションというものにも期待しております。そして、ヤマハ発動機さんのマウンテンバイク事業も相乗効果があると思っておりますが、C S A t r a v e l さんのホームページでやっておられるお店とかを見ると、すごく綺麗で、印象が良くて、あまりに綺麗なものですから、実際に用宗に運営されているショップを見に行ってきました。ジェラートショップ、みなと温泉、タイ料理、HUT PARK MOCHIMUNEという集合のお店で、日本色という一棟貸しの古民家、リノベーションの宿泊施設、どれを見てもセンスがあって、おしゃれで、もう写真で見た

とおりにいうか、多分もう事業を始められて8年から10年ぐらい経っていると思うのですが、適切に管理されているようで、全然古びた感じもないし、常に気をかけているという印象でした。また、その用宗の辺りの公園とか、その前の松林とか、その辺りもしっかりと管理されていて、行政がそこは管理していると思うのですけれども、静岡市としっかりと連携している。また、そこは用宗港ですので、港の行政の中でも、協調して連携しているから、そういう施設ができているというのを感じました。なので、かなりの期待を持っているのです。この期待を持っているのですけれども、今回の議会で指定管理が決まれば、協定の締結となっていくと思うのですけれども、森町体験の里指定管理者応募仕様書で、別紙2にリスク分担表というのがありまして、そこに業務債務不履行という項目がありました。最悪の場合、そのようなことではないと思うのですけれども、指定管理料の低減もなく、5年間でですけど4,000万円マックス、効果もなく、経営の改善も見られなかったとかいうリスクに対して、その業務債務不履行という、その相手の責任になるというところは、どういうものを想定したり、させたりしているかということを伺います。

議長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今後、C S A t r a v e l が運営していただくとわけてすけれども、現在申し上げますと、どの部分がどうでというようなものはなかなか難しいかなと思っております。ただそうならないように、町と指定管理者とは常に話合いの場等々を持って、運営に関しても、指定管理を出しているのは町ですので、どういう状況ですかというような話を、そういった情報共有等をしながら進めていきたいと思っております。今の段階で、どういった場合にというのはなかなか即答できないかなというところでございます。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）少し補足をいたしますが、業務債務不履行ということがどういう内容かという御質問かと思いますが、毎年度協定書を締結してまいりますので、その協定書に記されている業務について履行がなかったということが業務債務不履行に当たるのではないかと考えております。

それから、全員協議会でも担当から説明をさせていただきましたが、指定管理料については4,000万円以内ということで提示をさせていただきます。それで、CSA travelさんからは将来的な指定管理料の低減ということを申請の理由の中でおっしゃられています。これは将来的なというのをどう捉えるかでございますが、もちろん初年度からいろいろな部分が改善されていくということは喜ばしいことですけれども、それはなかなか難しいことだと理解しておりますし、CSA travelさんもまずは現状の森町体験の里「アクティ森」の運営について、それに倣っていくということで考えていらっしゃると思いますので、まずはスムーズな移行がしっかり図れるということを前提に考えつつ、その中で指定管理期間の5年間を通じて、どこまで改善、改良がされるのか、その先を見据えて指定管理料の低減ということも考えていかなければいけないと思っているところです。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

7番、佐藤明孝君。

7番議員

（ 佐藤明孝 君 ）それではお聞きいたします。

ただいまの川岸議員の質問と重なるところあるかもしれません。

まず聞きたいのは、今後5年間、上限が4,000万円以内、そういったところで2億円に至らない大金ですが、これを今後出すということになると思います。これにつきましては、やはり1年目、2年目、3年目においても、それぞれ業務の内容の報告等を当局で受けるものと思いますけれども、そのときの対応、場合に

よってリスクの話も先ほど出ました。リスクにつきましては、例えば不慮の災害等によるリスクというのは、やむを得ないところがあるかなとも思います。しかしながら、指定管理者の事業の運営上においてのリスクということは、全てその事業者が背負うと解しておりますが、まずそのリスクの件については、そういった考え方でいいのかどうか、そこをまずお聞かせください。

議長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

当然、佐藤議員がおっしゃるとおりだと思います。当然、会社として指定管理を受けていくことでございますので、会社としての責任はあると思いますので、そういった面でのリスクということとは考えられるということで佐藤議員おっしゃるとおりでいいのかなということで考えております。以上です。

議長
7番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7番、佐藤明孝君。

（ 佐藤明孝 君 ） 分かりました。

そして先ほど話したとおり、CSAに決定しますけれども、5年間、様子を見るわけですが、ただ現在のアクティ森の中身、内容的なものを見てみますと、どういったところに、いわゆる交流人口の増加を図るための施設の手直し等を行うのか、協定書の中身はどのような形で結ばれているのかというところが分からないものですから、そういったところを当局としては聞かれているかどうか。その点ともう一つは、これも以前聞いたことがあると思うのですが、アクティ森の施設内で何らかの事件、事故等が発生した場合の弁済等の取り方、こういったところの考え方についてはCSAさんとも当然話ができているとは思いますが、まずその2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

交流人口の中身というような御質問でございますが、先ほど町長からお話が出ましたけども、CSA travelさんが今後どのような交流人口のことを考えているかというのは、今後もCSA travelさんとは話はしていきますが、現段階では、静岡市用宗もやっていますし、ビル貸し等もやっていますし、そういったところの静岡市に訪れる人をいかに森町にも来ていただけるかということをCSA travelさんは今考えていただいていると自分は認識しておりますので、そういった中で体験にしてもそういった面でPRをしていっていただけるというような話を伺っていますので、そういった中で交流人口を増やしていくというような取組をされていくのではないかなとは思いますが、今、まだ申請の段階でございますので、2番目の御質問の事件とか事故に関しましても、今後CSA travelさんに決定がされれば、その後そういった中身についてCSA travelさんと話を詰めていく内容かなと考えております。以上です。

議長
7番議員

(中根信一郎 君) 7番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 分かりました。

用宗の営業等につきましては、やはり海がある自治体というのは非常に強いものがあると思います。海があるなしで、かなり返礼品についてもいろいろなものが、やはり要素的に違ってくると思います。森町は海がありません。しかしながら綺麗な川があります。海と川の違いがありますけれども、CSAさんがこういった川等を利用して、新しい施設的なものも作成したいという話をもって、なるべく交流だけではなく、そこに上手くいけば定住までしていただけるような、そういったところの施設に変えていただければと思いますけれども、そういったところを当局からもう強く申入れ等ができれば、またしていただきたいなとも考えて

おります。その点について当局は川の利用等についても、どのように先方に訴えていらっしゃるかという点をお聞きしたいと思います。これで最後になります。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 佐藤議員にお伺いします。

提案ということよろしいですか。

7 番議員 （ 佐藤明孝 君 ） 提案もございますけれども、そういったことについての当局の考え方も聞きたいです。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） 森町には川があるから、川を活用した事業について提案をしたらどうかという御意見、御質問かと思いますが、御存知のように河川について、あそこを流れているのは、太田川、吉川でございますが、県の管理の2級河川であります。そこで当然活用するといっても制限がございますし、何でもかんでもできるわけではありませんので、川の活用の仕方については、工夫しながら考えなければいけないと思います。ただ、川自体は森町体験の里の施設ではありませんので、そこでどう相乗効果を生むかということは、検討の余地があるかと思いますが、河川敷内に施設を建てるというのは厳しいかと思いますが、そういった制限等をよく考えながら、検討すべきことであると思います。ただ川だけでなく森町には、風景としての山もありますので、そこも海とは違う魅力であると思いますので、そういったところを生かすというのは立地を生かすことにつながると思いますので、これまでも考えてきたことでありますが、C S A t r a v e l さんにも考えて、当然考えていると思いますけれども、協議をしてまいりたいと思います。

それから先ほどできれば定住という御提案もありましたが、施設の中に定住ということは考えられませんので、その環境を気に入って、周辺に定住ということを考えていただければそれはありがたいことだと思います。全員協議会でお示しをしました資料の中にも、C S A t r a v e l さんから示されている再整備

案が、何点か記されております。こういったことについて、実際に施設の管理運営に携わっていく中で優先順位もついてくるでしょうし、またこの現在の案から変わるものもあるかと思いますが、当然、指定管理者としてもさらに収益を上げるために施設の改修等は考えておられると思いますので、そこは財政的な面も、また計画的に進めるという面でもよく協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 1 点はマウンテンバイクの関係は窓口業務をヤマハさんがやると聞いておりますが、C S A t r a v e l 1 さんとヤマハさん、この両者の関係はどういう形になるのでしょうか。

また、再三、ほかの議員も質問していますが、5 年間 4,000 万円の指定管理料、公募条件に経費の縮減条項として、自治体補助に極力依存しない自立的運営というようなことも書いてございます。順調に営業が行った場合、利益が上がって、そういうときは管理料がまた縮減するのか、逆に思わしくないときは町はどのような対応をとるのか。

それからもう 1 点は、職員の派遣、やらないのか、やるのか。派遣するのか、しないのか。

その 3 点を質問します。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

西田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、議案で載せさせていただいています C S A t r a v e l 1 さんが指定管理者となった場合には、C S A t r a v e l 1 さんとヤマハさんとの間で協定を結んでいただくという形になります。ですので、町とヤマハさんではなくて、あくまでも指定管理者とヤマハさんとの契約をしていただいく中で、パークの施設に

関しての売上げとか、例えばどのぐらいとかというのは指定管理者とヤマハさんで話をさせていただくような形でございます。

それから4,000万円という話で、経営が悪化した場合はということでございますが、今回はこの4,000万円以内でというお話で公募をかけておりますので、5年間につきましては、この上限の4,000万円以内での指定管理料というところで考えております。以上です。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平田章浩 君 ） 総務課長です。

西田議員の職員派遣についての質問にお答えをさせていただきます。

今まで指定管理者が株式会社アクティということで、森町が出資をしている第3セクターということでありましたので、職員の研修という形で派遣をさせていただいておりましたけども、今、議案として出させていただいておりますけども、もし4月から民間業者のC S A t r a v e l になった場合につきましては、町からの職員派遣というのは行わないということで考えております。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 指定管理料のところで少し補足をさせていただきますが、経営が思わしくなかった場合に補填をするのかという御質問であったかと思いますが、それについては先ほど産業課長から答弁をしたとおりであります。ただし、自然災害であったり、あるいは数年前の新型コロナウイルスの感染症であったり、そういった指定管理者の責によらないところに起因する、例えば町が感染症の拡大防止のために施設の休業を命じるというようなケースの場合に、その期間がどのぐらいになるかにもよりますけれども、そこで本来得ることができた収益が得られなかったとすれば、それは協議によってその分を補填するということはある得ることだと考えております。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

(岡戸章夫 君) 9 番、岡戸です。

新しい指定管理先が選定されたということで、これについては、個人的には期待をするところであります。そういったうえで、我々も最終日には採決を取らなければいけない、それを前提として、確認をさせていただきたいところが二つほどあります。

まず一つ目は、ここに来たるまでの経緯、それについてちょっと一言言いたいところがあって、それについての町の感想を聞かせていただきたいと思いますところ です。

まず、時系列で追ってみました。令和 5 年 9 月に第 31 期のアクティの森の決算報告が出されて、なかなか厳しい状況だということが表に出てきたのは、行政側も議会側もそれを受けて、同じ思いを持ったと思います。その後、令和 5 年 9 月に森町体験の里運営コンサルティング業務、9 月補正で出されました。年を明けて令和 6 年 3 月に、これは 3 月の当初予算ですけれども、同じく森町体験の里運営コンサルティング業務ということで、同じく予算が上がっております。その年、令和 6 年 8 月に A 社との面会をされたということで、9 月の全協の時に初めて私達は知りました。この頃から A 社と面会をしたということは、指定管理先を町としてはこの頃から模索を開始していたと受け取っていいと思います。

9 月にまた同じく第 32 期のアクティ森の決算報告が出されました。ここでもやはり厳しい経営状況ということで、補正も含めて、我々もそれを受けたわけですが、議会としてはそれを受けて、このままではいけないと、おそらく令和 7 年度も同じような指定管理料、つまり補正予算を含めた形の当初予算が出てくるのだらうと、4,000 万円近くが出てくるのだらうということで、これでいいのかということで問題意識を持って、その年の 12 月に森町体験の里等管理運営調査特別委員会を開いたわけで

す。そこで議会としてはいろいろ議論、研究を重ねてきたわけですが、さらには年を明けて令和7年、今年2月、森町体験の里運営コンサルティング業務の報告をいただきました。そういった報告の内容を受けて、さらに3月に議会としては、森町体験の里等管理運営調査特別委員会の提言を町長に出ささせていただきました。

続けて6月に、これも後に我々が知ったところですけど、令和6年からA社さんとアクティ森についていろいろ話合いをされていたところ、6月にA社から正式に辞退を受けたということ、それから同じく6月にB社からも辞退を受けた。7月時点ぐらいでは、もう1社、C社とは交渉中というような話も我々は受けております。ですから、実際には町としてはいろいろ模索しながら指定管理先をここまでずっとあたってきたということは我々も理解いたしました。

そういった中でいよいよ9月24日から10月24日にかけて、正式な指定管理の公募をして、今回いろいろ交渉していた中での一つ、CSA不動産グループの中のCSA travelさんが手を挙げていただいて、今、町から議案として上程をいただいているということです。

この一連の時系列を追ってずっと私は見てみましたけれども、町としてもいろいろ模索している中で大変だったというのは理解できますけれども、もう少し議会側としては、早い段階で新しい指定管理先を今後探していきたいということを教えていただければ良かったのではないかなと思っております。そうすれば特別委員会を開いて、提言もさせていただきましたけれども、そこら辺の特別委員会の内容ももう少し違った形のもの、それから提言も違った形のものを我々も出せたのかなと思っております。町長もよく言われるように、行政と議会は車の両輪ですので、一つのテーマを議論するうえでは、いろいろな角度から、いろいろな視点から、ぶつけ合って、一番良い方向を出していくというのが

やはり本来の姿だろうと思いますし、そこにこういう言い方もな
んですけれども、お互いに少し懐疑的なところがあってはやはり
いけないと思っております。我々も少ない情報の中で、どうして
もそういった行政のやり方に対して懐疑的な気持ちを持ちたくは
ないのですけれども、持たざるを得ない状況になってしまうとい
うのは、お互いにやはり良いことではないなと思っております。で
すので、いろいろ模索していた中なので、もう少し早い時期に次
期の指定管理更新の時には、新しい先を探していきたいというよ
うな旨を議会に聞かせていただければ良かったのではないかなと
思うのですけれども、その辺の時系列を追った中で、町長として
のお考え、感じ方をお聞かせいただきたいと思います。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）岡戸議員からこれまでの進め方につい
て、もう少し早く情報提供ができなかったかという御意見でござ
います。

今、経緯をいろいろお話いただきました。正式な日時の確認と
いうのは今できませんけれども、まず、森町体験の里「アクティ
森」の運営について経営が厳しいということは、今に始まったこ
とではありません。特にコロナ禍の期間を通じて大変厳しい状況
でありました。ただ、その間にはいろいろな補助金等もありました
ので、それらを活用しながら乗り切ってきましたけれども、その
コロナが明けたら、回復するのではないかという期待もありまし
たけれども、それはどちらかというと、コロナの行動が制限され
る期間が終了すると同時に、もう少し広範囲なところに観光に出
かける人が多くて、近隣のアクティ森を訪れる人が思ったよりも
少なかったというのが実態でありまして、それと最低賃金の引上
げ等で人件費のコスト、燃料費、諸物価の高騰によるコストの増
大等でなかなか売上げが上がらない中でコストが増えていくとい
うことで厳しい状況がございました。それで、私は常任委員会
あるとか、あるいは本会議でもそうですけれども、ある程度前か

ら指定管理者を民間に委ねることも視野に入れながら検討していますということはお話をさせていただきました。ただ、どここの会社と今話をしていますということについては、相手もあることですし、非常にセンシティブな事柄でありますので、議会は公の場ですので、そこで発言をするということは控えさせていただいたという点については御理解をいただきたいと思います。

それから株式会社アクティ森から民間事業者に、指定管理を移す、移行するということは、株式会社アクティ森の存立に関わる問題でありまして、株式会社アクティ森は、町が全額出資しているわけではなくて、それぞれに出資者、利害関係者もおりますので、会社の中での御理解も得られなければいけないという点もあったということを御理解いただきたいと思います。そういった中で話を進めてまいりましたけれども、それでやっと公募に踏み切り、その結果について、議案として議会に上程をさせていただいているということでございますので、これまでの経緯について、もう少し情報提供ができる部分もあったかもしれませんが、そこは限られた情報になってしまったということについては、御理解をいただければと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

議案に即した質疑となるようにお願いします。

9 番議員

（ 岡 戸 章 夫 君 ） C S A t r a v e l さんを指定管理者として受け入れるというところで、実績のある事業者さんということで、だから上手くいくのではないかというのは、やはりそれだけで手放しで我々も見るわけにもいかないの、ここで成功させるには C S A t r a v e l さん、それから町民含めて地域、それとやはり行政、3 者が一体となって取り組んでいかないとなかなか成功しないのかなと思っております。指定管理を当たる C S A t r a v e l さんをお願いするだけではなくて、やはりそこら辺を上手くリードしていく、それで初めてこのアクティ森、体験の里がにぎわいを取り戻すということだと思いますので、そ

こら辺、指定管理先を選定したというだけではなくて、やはり地域、それから行政側と手を組んでやっていくという姿勢をまず見せていただきたいというところがありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ） 当然のことながら、望むところは森町体験の里「アクティ森」がより活性化して多くの町民に楽しんでもいただける、喜んでいただける施設にしていくということでございますので、当然、指定管理者とも、また地域の皆さんとも意見交換をしながら、より良い方向に進めていくというのは当然のことではありますが、ただし、指定管理制度を活用していくということについては、民間事業者の持つスキルであるとか、人材であるとか、そういったものを活用するということが大きな意味であると思いますので、指定管理で委ねる以上、あまり行政が口出しをして、その自由な活動を妨げるということもあってはならないと思いますので、そこはバランスを見ながら実施をしてまいりたいと考えております。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊原雄太 君 ） 榊原です。

先ほど町長から再整備案についての提案を受けているといった答弁がありました。その中で今のアクティ森の施設のままだま 5 年間やっていくのは相当難しいといえますか、なかなかその関係人口を増やすと、そういった観光の拠点であるアクティ森は地域の振興、そもそもの目的を果たすためには、やはり今に即した魅力ある施設にしなければならないと思いますので、その点については理解できました。その点で指定管理を C S A t r a v e l に指定するかどうかといった議案を考えるに当たりまして、その再整備案が今後どの程度予算として町から支出される、その上限をどのぐらいと考えているか、そういったお考えがあれば教えてく

ださい。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太田康雄 君 ） 榊原議員からの御質問にお答えいたしますが、今後、どれだけ森町体験の里「アクティ森」の施設整備に予算をかけていくかということでございますが、これまでも森町体験の里の今後についてということで、その際にも説明をさせていただいていると思いますけれども、その際は3億円程度ということでお示しをしております。ただこれもこれからの経済状況、もちろん町の財政状況あるいは有利な補助金、起債等の活用等も鑑みながら進めることでございますので、今考えている目安ということで御理解をいただければと思います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員 （ 榊原雄太 君 ） 現時点では3億円程度を考えているという御答弁でしたので、了解いたしました。

仮に指定管理者がC S A t r a v e l になった場合に、この民間の活用といったところで、先ほど産業課長から御答弁があるように、静岡市に本社があるものですから、静岡市を拠点としたそういったP Rとか、そういったものが期待できるだろうといった御答弁がありました。そもそも森町に関係人口を増やすと、森町に人が来てもらうといった場合に、そもそも森町の中でも、例えば昨日小國神社にオープンいたしましたR V 滝の宮、そういった民間のキャンプ施設、今後その再整備案でも、一つの有力候補として挙がっていますが、そういったキャンプサイトの新設、また民間ではありますがグランピング施設、森町にはそういった民間のアウトドアの施設があります。そういった中で、ただ単に静岡市にとらわれず、森町の中の民間業者の横ぐしを通して、森町に人が来てもらえるような仕組みづくりとか、そういったものをC S A t r a v e l さんと協議をしていく予定とかはあるかどうか伺います。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

榊原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど自分が静岡市からというような話をさせていただきましたけども、当然、小國神社もありますし、春夏秋冬それぞれアクティ森以外で森町に来ていただけたところもございますので、そういったところとも連携をしながら、アクティ森にも寄っていただけたような拠点作りも必要になってくると思いますので、そういった意味でも、またCSA travelさんとも、CSAさんにはCSAさんの考えもあるとは思いますが、町としてもこういったことというところについては、また会社とも話をしていきたいということで考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）1番、榊原雄太君。

1番議員

（ 榊原雄太 君 ）了解いたしました。

最後の質問です。

このアクティ森のCSA travelさんを指定管理者とした場合の今後の展開と、今、町長が推進をされている森のバージョン計画、こちらの関係といいますか、その相乗効果について伺いをいたします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）大きく森のバージョンまちづくりということを掲げさせていただきましたが、これは現在取り組んでいる遠州の小京都リノベーション推進計画のみならず、町内のあらゆるものをリノベーション手法で手を加えることで改善していくという意味合いで私は述べておりますので、まさに森町体験の里アクティ森につきましても、パターゴルフ場を新たなマウンテンバイクパークにリノベーションしていく、そこで新たな魅力を生み出していく。そして指定管理者もCSA travelさんをお願いをすることで、また違った意味での魅力を出していくということです。そういった大きな意味での一環であると考えております。また、遠州の小京都リノベーション推進計画との関連に

おきましても、やはり観光施設が点在しているというところにも集客力の高まりがあると思いますし、これから城下地区、また森地区でも事業を進めてまいりますけれども、それぞれに相乗効果を図りながら、施設を巡るといったような意味合いも含めて相乗効果が生まれるように努めていきたいと考えております。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

4 番、佐藤嘉彦君。

4 番議員

（ 佐 藤 嘉 彦 君 ）4 番、佐藤です。

今回、指定管理料については、マックスで5年で2億円ということで、これについて様々な考え方とか意見があると思っております。今後に向けた対応ということで、毎年の指定管理料の額、これについて、やはり透明性、客観性、これをどう確保していくかということと指定管理料を毎年毎年の額に対する、町民の皆さんに理解していただくということが一層必要になるのではないかなと考えているところですけども、この点について、これからどう対応されていくかというところをお聞かせいただきたいと思います。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）ここでしばらく休憩をいたします。

（ 午後 3 時 2 7 分 ～ 午後 3 時 4 0 分 休憩 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ）産業課長です。

佐藤嘉彦議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

第3セクターの株式会社アクティ森につきましては、町の持分が50パーセントあるということで毎年9月の議会におきまして、アクティ森の状況について御説明を申し上げてきたわけですけども、これが第3セクターではなくって民間の事業者に指定

管理をお願いするということになりますので、今後は議会への報告義務はなくなるという理解をしております。それから4,000万円等々の指定管理料の関係は、3月に当初予算の議案を上程させていただきますので、そういった当初予算の審議の中で、議会の皆さん、議員の皆様方からいろいろ御意見等もあると思いますので、そういった中で審議の内容等々、議員さんの中から議会だより等々でも報告していただけるのが望ましいかなとも考えられますし、また町としても広報もりまちに掲載していくということもございますので、そういったところで町民の皆様方には指定管理料については周知となるのではないかなと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

2 番、小澤由彦君。

2 番議員

(小澤由彦 君) 小澤でございます。

この指定管理について、いろいろお話を伺いまして大いに期待するところでございます。そうした中で、仮にこの指定管理について議決が通った場合、3月の議会において、おそらくもう少し詳細等が伺えるものと思っておりますが、私、天方地区出身の議員ということもありまして、地元天方地区の期待、また関心が非常に高くなっております。仮に指定管理が正式に決まった場合、例えば地元から進捗状況であるとか、そういったものを聞きたいというような提案等も出されるかと思えます。そうした場合、例えば業者による説明会であるとかそういったものを開いていただけるような可能性があるかどうか、そこをお伺いしたいと思えます。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

小澤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回のこのCSA travelさんの申請が通ってからの話だと思います。12月22日が最終日ですので、その後になつてく

る話だと思いますが、どちらにしても今回新しい指定管理者が引き継ぐ期間というのは3か月ぐらいしかありませんので、そういった中でCSA travelさんも地元に対してどれだけの説明ができるかちょっと分かりませんが、天方地区の皆さんと今後ともやっていく話になりますので、そういった面でどこまでの進捗の話になるか分かりませんが、そういった機会があれば、またCSA travelさんがどこまでの説明をするかというところにもなってくるかなとは思いますが、そういったところでまた今後決定し次第、またCSAさんの考え方も含めながら、また検討していきたいなと思っております。

議長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第80号「公の施設の指定管理者の指定について(森町立図書館)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、川岸和花子君。

8番議員 (川岸和花子 君) 川岸です。

今回、図書館に指定管理者制度を導入しようとするその経緯というものは、どういうものかということを伺います。

また、令和6年度から令和9年度までの3年間は包括業務委託で、図書館で窓口業務を委託されておられますけれども、この契約はどうなるのかを伺います。

議長 (中根信一郎 君) 社会教育課長。

社会教育 (三澤由紀子 君) 社会教育課長です。

課長 川岸議員の御質問にお答えいたします。

指定管理導入の経緯はという御質問でございましたが、図書館では令和6年度から窓口を包括業務委託しておりまして、既に民間による業務を行っております。提案理由の説明にもあったとお

り、委託前は配置できなかった図書館司書有資格者を配置できるようになり、よりきめ細やかな図書館サービスを提供できるようになっております。また、業務委託と指定管理の違いがございまして、委託につきましては、仕様書に記載した業務しかできないため、仕様書に謳われていない業務はお願いできないという点があります。また委託業者から提案があったとしても受けることができないという事情がございます。今、窓口業務ということで委託をしているのですけども、窓口業務というくくりで区別できない図書館業務もある中で、指定管理者を入れた方がよりきめ細やかな図書館サービスの充実を図れるものと考えましたので、もちろん今、委託をしているシダックスさんですけども、こちらも指定管理業務を行っているということも伺っておりましたので、森町においても指定管理に移行していきたいというところで、3月に条例改正を行いまして、今回公募等しまして、提案させていただいているところでございます。

議長
社会教育
課長

（ 中根信一郎 君 ）社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ）社会教育課長です。

先ほどの答弁に続けて、現在の包括業務委託が令和6年度から令和9年度ということで、まだ契約の途中でございますが、こちらにつきましては、3年度の途中ではございますが、契約変更というところで対応していきたいと考えております。以上です。

議長
8番議員

（ 中根信一郎 君 ）8番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ）では、その包括業務委託は、その図書館の部分の契約内容を変更するということで、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社さんが、現在も充実した図書館のサービスになってきているけれども、指定管理をされるということで、よりきめ細やかなサービスと仕様書にないところができるということで、3年間で7,670万円、そのうちの年間図書購入費が決まっていて、これが指定管理にされることで、どのようなきめ細やかなサービスになるのか、またどういうことを御提案されて

議長
社会教育
課長

いるのかというその内容を伺います。

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回、事業者を選定するにあたりまして、申請書をいただきまして、その内容につきまして、選定委員会で評価をしております。計画書を提出していただいておりますので、その中身を確認したり、ヒアリングを行う中で、評価をさせていただいております。評価基準に基づいて評価する中で高く評価をされたのが、利用者増につながるイベント等の計画であり、特に子供や子育て世代を対象とする魅力的な提案がございました。具体的には、給食事業を手がけるシダックスさんが得意とする食育講座、また職員が推薦する絵本を福袋のようにセットして貸し出す絵本パックの貸し出し、絵本の読み聞かせを収録したオリジナルDVDを使用したおはなし会といった提案もいただいております。また森町は子供が少なく、イベントを行ってもどのくらい参加してもらえるか、集客に課題があるのではないかという質問をさせていただいたところ、包括業務委託で放課後児童クラブの業務を行っておりますので、そのような場も活用してPRを行い、集客につなげることができるというお答えもいただいております。また、全国規模で図書館業務を展開し、情報が共有されているということでしたので、同規模図書館の取組やイベントの成功事例なども把握することが可能だということでありましたので、そういったところに期待を持っているところです。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長

（ 中根信一郎 君 ） 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。12月18日午前9時30分、本会議を開き、一般質問を行います。

| 本日はこれで散会します。

(午後 3時53分 散会)